

さくら市地域防災計画

資料編

令和5年3月
さくら市防災会議

目次

第1章 総則に関する資料	1
第1 <u>防災関係機関に関する資料</u>	1
第2 <u>さくら市防災会議条例</u>	10
第3 <u>さくら市災害対策本部条例</u>	10
第4 <u>さくら市水防協議会条例</u>	10
第5 <u>東北地方太平洋沖地震における本市の被害</u>	11
第6 <u>風水害の種類、発生状況、主な原因</u>	13
第7 <u>本市の水害、台風、竜巻等風害、雪害による被害の概要</u>	14
第8 <u>さくら市の大規模火災の概要</u>	16
第9 <u>計画の対象となる原子力発電所</u>	16
第10 <u>緊急事態区分及び緊急時活動レベル</u>	16
第11 <u>運用上の介入レベル</u>	17
第12 <u>市役所直下でM6.9の地震が発生した場合の震度予測図と被害想定</u>	17
第13 <u>洪水浸水想定区域</u>	19
第14 <u>土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域</u>	20
第2章 災害予防計画に関する資料	21
第1 <u>地区防災計画の策定状況</u>	21
第2 <u>要配慮者利用施設一覧</u>	21
第3 <u>避難行動支援の避難支援について地域防災計画に定めなければならない事項</u>	26
第4 <u>土砂災害警戒区域毎の情報伝達方法等</u>	27
第5 <u>山地災害危険地区一覧表</u>	27
第6 <u>さくら市防災重点ため池位置図</u>	28
第7 <u>気象庁の発表する地震情報・緊急地震速報の種類</u>	28
第8 <u>気象庁震度階級関連解説表</u>	28
第9 <u>南海トラフ地震に関連する情報の種類等</u>	28
第10 <u>主な防災気象情報</u>	29
第11 <u>宇都宮地方気象台が発表する風水害・雪害に係る注意報・警報の種類及び発表地域区分</u>	29

第12 災害時特設公衆電話設置場所一覧	29
第13 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定基準	30
第14 指定緊急避難場所及び指定避難所等一覧	31
第15 避難指示等の判断・伝達基準	31
第16 さくら市緊急輸送道路	35
第17 さくら市臨時離着陸場等候補地一覧	36
第18 市内防災拠点・広域防災拠点施設	37
第19 市内水道事業浄水施設	37
第20 市内下水道施設	38
第21 さくら市における栃木県地域防災協議会指定防災事業所	38
第22 災害応援協定一覧	39
第23 市における備蓄資材	44
第24 洪水予報河川の洪水予報伝達系統	44
第25 水位周知河川の水位情報伝達系統	44
第26 洪水浸水想定区域毎の情報伝達方法等	45
第27 水防警報の内容及び発表基準	45
第28 重要水防箇所	46
第29 さくら市における主要水門樋門	47
第30 気象庁が発表する竜巻等に関する情報	48
第31 竜巻等から生命・身体を守るための行動	49
第32 緊急時における流れ	49
第3章 災害応急対策計画に関する資料	51
第1 地震時の配備区分、配備基準	51
第2 さくら警戒本部設置要綱	51
第3 災害対策本部各部及び班の事務分掌	52
第4 水害時の配備区分、配備基準	59
第5 大規模事故災害時の配備区分、配備基準	60
第6 原子力災害時の配備区分、配備基準	61
第7 災害対策本部（原子力災害時）各部及び班の事務分掌	62

第8 気象予警報の伝達系統	65
第9 被害状況調査担当者	66
第10 栃木県火災・災害等即報要領	67
第11 即報基準一覧	67
第12 事故発生情報等の連絡系統図	68
第13 通信手段の種類	72
第14 関東地方非常通信協議会構成表	72
第15 非常通信計画	72
第16 関係報道機関一覧	72
第17 被災時に市が市民に伝達すべき情報	73
第18 災害救助法施行細則	74
第19 緊急通行車両関係様式	74
第20 自衛隊災害派遣要請の範囲	74
第21 自衛隊の災害派遣の要請・体制	74
第22 災害救助法適用基準一覧表	75
第23 災害に係る住家の被害認定基準運用指針	75
第24 避難指示等の種類	75
第25 警戒区域の設定権限	75
第26 県消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー	76
第27 水防管理団体の非常配備	76
第28 常陸大宮市の原子力災害時における避難元及び避難先	76
第29 食品中の放射性物質に係る基準値等	77
第30 給水機械保有状況、配水池・市内プール設置状況	77
第31 災害ボランティアの活動内容	77
第32 ボランティア関連系統図	78
第33 義援物資、義援金受入・配分のフロー	78
第4章 災害復旧・復興計画に関する資料	79
第1 さくら市税条例	79
第2 農作物等の県の助成概要	79

第3 被災者生活再建支援金の支給内容	79
第4 栃木県被災者生活再建支援制度による支給内容	79
第5 融資・貸付・その他資金等の概要	80
第6 さくら市災害弔慰金の支給等に関する条例	80
第7 さくら市災害罹災者見舞金支給規則	80
第8 災害復旧事業の種別	80
第9 災害復旧事業事務手続き	81
第10 激甚災害適用措置の指定手順と指定基準	81

第1章 総則に関する資料

第 1 防災関係機関に関する資料

1 市民・事業所・企業等が対応すべき事項

●災害予防対策

- ①災害時に備えた飲料水・食料・生活必需品等の備蓄
- ②家具や機械器具等の固定
- ③建物の耐震化
- ④避難場所の提供（事業所）
- ⑤地域の避難行動要支援者見守り活動への協力
- ⑥自主防災組織の結成・参加・協力

●災害応急対策

- ①被災状況の報告
- ②被災者救助活動への協力
- ③消火・水防等の応急措置活動への協力
- ④地域の避難行動要支援者への支援
- ⑤避難所運営への協力

●災害復旧・復興対策

- ①被災施設等の復旧工事への協力
- ②ボランティア活動への協力

2 市の処理すべき業務の大綱等

●災害予防対策

- ①防災に関する組織の整備・改善
- ②防災に関する知識の普及・教育及び訓練の実施
- ③災害に強い都市基盤整備の推進
- ④市管轄災害危険箇所の災害防止対策
- ⑤防災に関する施設・設備の整備
- ⑥災害応急・復旧対策（物資・資材の備蓄、整備、点検）
- ⑦生活必需品、食料等の備蓄
- ⑧給水体制の整備
- ⑨県、各防災関係機関等との相互連携体制の整備
- ⑩自主防災組織等の育成支援
- ⑪ボランティア活動の環境整備
- ⑫災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となりうる状態等の改善
- ⑬その他法令及び計画に基づく災害予防の実施

●災害応急対策

- ①被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保
- ②活動体制及び他機関との連携による市町応援体制の確立
- ③災害救助法に基づく県の委任による救助の実施及び県が実施する救助の補助
- ④消火・水防等の応急措置活動
- ⑤被災者の救助・救急及び医療措置の実施

- ⑥保健衛生、廃棄物処理に関する措置
- ⑦緊急輸送体制の確保
- ⑧緊急物資の調達・供給
- ⑨災害を受けた児童、生徒の応急教育
- ⑩施設、設備の応急復旧
- ⑪犯罪の予防、交通の規制その他の災害における社会秩序の維持
- ⑫市民への広報活動
- ⑬ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入
- ⑭住民の避難・屋内退避・立入り制限
- ⑮県外からの避難者受入に係る県への協力
- ⑯県外からの広域一時滞在の受入れ
- ⑰その他法令及び計画に基づく災害応急対策の実施

●**災害復旧・復興対策**

- ①被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進
- ②民生の安定化策の実施
- ③公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施
- ④損害賠償の請求等に係る支援
- ⑤風評被害による影響等の軽減
- ⑥各種制限の解除
- ⑦その他法令及び計画に基づく災害復旧・復興の実施

3 消防機関・警察機関

機関等の名称	処理すべき業務の大綱等
塩谷広域消防本部 氏家消防署 喜連川消防署	<ul style="list-style-type: none"> ●災害予防対策 <ul style="list-style-type: none"> ①消防力の維持・向上 ②市と協同での地域防災力の向上 ●災害応急対策 <ul style="list-style-type: none"> ①災害に関する情報の収集・伝達 ②消防・水防活動 ③被災者の救助・救急及び医療措置の実施 ④避難活動 ⑤行方不明者の搜索 ⑥その他災害対策本部長が指示する災害応急対策
さくら市消防団	<ul style="list-style-type: none"> ●災害予防対策 <ul style="list-style-type: none"> ①団員の能力の維持・向上 ②市が行う防災対策への協力 ●災害応急対策 <ul style="list-style-type: none"> ①消防・水防活動 ②救助・救急活動 ③行方不明者の搜索 ④市及び消防本部・各消防署が行う防災対策への協力
さくら警察署	<ul style="list-style-type: none"> ●災害予防対策 <ul style="list-style-type: none"> ①災害警備計画の策定

機関等の名称	処理すべき業務の大綱等
	②災害装備資機材の整備 ③危険物等の保安確保に必要な指導・助言 ④防災知識の普及 ●災害応急対策 ①災害に関する情報の収集・伝達、市民への広報活動 ②被災者の救出及び負傷者の救護 ③行方不明者の調査・搜索、死体の検分・検視 ④危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示・誘導 ⑤被災地・避難場所・重要施設の警戒 ⑥緊急交通路の確保・交通の混乱防止及び交通秩序の維持

4 指定地方行政機関

機関等の名称	処理すべき業務の大綱等
関東財務局 (宇都宮財務事務所)	①災害における金融上の措置に関すること 災害発生に際し、必要と認められる範囲内で災害関係の融資、預貯金の払い戻し、中途解約、手形交換、休日営業、保険金の支払、保険金の支払猶予、営業停止等における対応について、金融機関等関係方面に要請を行う ②地方公共団体に対する融資に関すること 地方公共団体の特に緊急を要する災害対策事業及び応急復旧事業のために災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）を融通する ③国有財産の管理、処分に関すること 地方公共団体が災害の応急措置の用に供する財産の無償貸付又は一時貸付など、国有財産に関する所要の措置を行う
関東信越厚生局	健康福祉に係る事務について、県又は市に対し、勧告・指導・助言・その他適切な措置をとること
関東農政局	●災害予防 ①ダム・堤防・ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施、指導に関すること ②農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム・ため池・湖岸・堤防・土砂崩壊防止・農業用河川工作物・たん水防除・農地浸食防止等の施設の整備に関すること ●応急対策 ①農業に関する被害状況の取りまとめ、報告に関すること ②種もみ、その他営農資材の確保に関すること ③主要食糧の需給調整に関すること ④生鮮食料品等の供給に関すること ⑤農作物・蚕・家畜等に係る管理指導、病虫害の防除に関すること ⑥土地改良機械・技術者等を把握し、緊急貸出しや動員に関すること ⑦農産物等の安全性の確認に関すること ●復旧対策

機関等の名称	処理すべき業務の大綱等
	①災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る農地・農業用施設等について、特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する こと ②災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する こと ③風評被害対策に関する こと
関東森林管理局	①国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関する こと ②災害復旧用材（国有林材）の供給に関する こと ③国有林産物等の安全性の確認に関する こと
関東経済産業局	①生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する こと ②商工鉱業の従事者の業務の正常な運営の確保に関する こと ③被災中小企業の振興に関する こと
関東運輸局 (栃木運輸支店)	①運輸事業の災害予防に関する こと ②災害時における物資輸送や旅客輸送を円滑に行うための緊急・代替輸送（迂回輸送を含む）等に関する指導、調整に関する こと ③運輸事業の復旧、復興に関する こと
東京管区気象台 (宇都宮地方気象台)	①気象、地象及び水象の観測やその成果を収集発表する こと ②気象、地象（地震にあっては地震動に限る）及び水象についての予報を行い、予報、警報・注意報や台風、記録的大雨、竜巻等突風に関する情報等を適宜関係機関に通知するとともに、報道機関を通じてこれを住民に周知できるように努める こと ③気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、利用の心得などの周知・広報に努める こと ④災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町に対して気象等に係る支援情報の提供を行う こと ⑤市町が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う こと ⑥環境放射線モニタリングへの情報提供等の支援に関する こと ⑦市町や県、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める こと
関東総合通信局	①非常通信の確保及び関東地方非常通信協議会の運営に関する こと ②災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対策支援に関する こと ③災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する こと ④非常災害時における重要通信のそ通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する こと ⑤電機通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等情報提供に関する こと
栃木労働局	①産業安全（鉱山関係を除く）に関する こと ②雇用の安定と雇用保険失業給付の特例支給に関する こと ③労働者の被ばく管理の監督指導に関する こと
関東地方整備局	直轄する河川、道路等についての計画、工事、管理を行うほか次の事項に関する こと。 ●災害予防

機関等の名称	処理すべき業務の大綱等
	①防災上必要な教育、訓練 ②通信施設等の整備 ③公共施設等の整備 ④災害危険区域等の関係機関への通知 ⑤官庁施設の災害予防措置 ⑥豪雪害の予防 ●災害応急対策 ①災害に関する情報の収集・予警報の伝達等 ②水防活動・土砂災害防止活動、避難誘導等 ③建設機械と技術者の現況の把握 ④災害時における復旧用資材の確保 ⑤災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事 ⑥災害時のための応急資機材の備蓄 ⑦緊急を要すると認められる場合の緊急対策の実施 ⑧緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること ●災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度・被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること

5 自衛隊

機関等の名称	処理すべき業務の大綱等
陸上自衛隊 第12特科隊	天災地変その他災害に対して、人命・財産の保護のため必要があり、その事態がやむを得ないと認める場合に、部隊等を救援のため派遣し、応急対策又は応急復旧活動を実施すること

6 県

機関等の名称	処理すべき業務の大綱等
栃木県 (各部局)	●災害予防対策 ①防災に関する組織の整備・改善 ②防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 ③都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 ④災害危険箇所の災害防止対策 ⑤防災に関する施設・設備の整備、点検 ⑥災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 ⑦県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 ⑧消防防災ヘリコプターの運用、点検 ⑨国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 ⑩自主防災組織等の育成支援

機関等の名称	処理すべき業務の大綱等
	<p>⑪ボランティア活動の環境整備</p> <p>⑫環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表</p> <p>⑬災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善</p> <p>⑭その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害予防の実施</p> <p>●災害応急対策</p> <p>①被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保</p> <p>②活動体制の確立、他機関との連携による市町応援体制の確立</p> <p>③専門家等の派遣要請</p> <p>④災害救助法の運用</p> <p>⑤消火・水防等の応急措置活動</p> <p>⑥被災者の救助・救急及び医療措置の実施</p> <p>⑦保健衛生、廃棄物処理に関する措置</p> <p>⑧緊急輸送体制の確保</p> <p>⑨緊急物資の調達・供給</p> <p>⑩災害を受けた児童、生徒の応急教育</p> <p>⑪施設、設備の応急復旧</p> <p>⑫犯罪の予防、交通の規制その他の災害における社会秩序の維持</p> <p>⑬県民への広報活動</p> <p>⑭ボランティア受入れに関する情報提供、義援物資・義援金の適切な受入れ</p> <p>⑮県外避難者の受入れに対する総合調整</p> <p>⑯住民の避難・屋内退避、立入り制限</p> <p>⑰飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する市町、関係機関等への指示</p> <p>⑱その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施</p> <p>●災害復旧・復興対策</p> <p>①被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進</p> <p>②民生の安定化策の実施</p> <p>③公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施</p> <p>④除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理</p> <p>⑤損害賠償の請求等に係る支援</p> <p>⑥風評被害による影響等の軽減</p> <p>⑦各種制限の解除</p> <p>⑧その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施</p>

7 指定公共機関

機関等の名称	処理すべき業務の大綱等
<p>日本郵便(株)</p> <p>(宇都宮中央郵便局)</p>	<p>①郵便業務運行及びこれらの施設等の保全</p> <p>②災害特別事務取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ・被災者が差し出す郵便物の料金免除 ・被災地あて救援用郵便物の料金免除

機関等の名称	処理すべき業務の大綱等
日本郵便(株) (氏家郵便局) (氏家馬場郵便局) (喜連川郵便局) (簡易郵便局)	①災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること ②郵便事業(株)の災害特別事務取扱 ・被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ・被災者が差し出す郵便物の料金免除 ・被災地あて救援用郵便物の料金免除
日本赤十字社 (栃木県支部)	①災害時における救護班の編成、医療・助産救護の実施に関すること ②災害時における避難所の設置の支援としての生活環境の整備、こころのケアに関すること ③災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関すること ④義援金品の募集、配分に関すること ⑤日赤医療施設等の保全に関すること ⑥輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること
日本放送協会 (宇都宮放送局)	①情報の収集 災害の発生、被災状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 ②報道 災害及び気象の予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知 ③受信者対策 避難所への受信機、拡声装置の貸与、受信機修理、被災地への情報提供 ④放送通信施設の保守 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守
東日本高速道路 (株) (関東支社)	①高速自動車国道の保全及び復旧に関すること ②緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること
東日本旅客鉄道 (株) (大宮支社)	①災害により路線が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を自動車による代行輸送及び連絡社線への振替輸送を行うこと ②災害により路線が不通となった場合 ・列車の運転整理、折返し運転、う回を行うこと ・路線の復旧、脱線車両の復線、修理をし、検査のうえ速やかな開通手配をすること ③路線、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと ④死傷者の救護及び処理を行うこと ⑤事故の程度によっては、部外への救護要請や報道機関への連絡を行うこと ⑥停車場、その他輸送に直接関係のある建物・電力施設・信号保安施設・通信施設の保守、管理を行うこと
東日本電信電話 (株) (栃木支店)	①平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること ②電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上に関すること ③災害時に重要通信をそ通させるための通信手段に関すること ④災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること ⑤災害復旧及び被災地における情報流通について市民・国・県・市・ライフライン事業者及び報道 機関等との連携に関すること
日本通運(株)	災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応体制の準備、配車

機関等の名称	処理すべき業務の大綱等
(宇都宮支店)	に關すること
東京電力パワーグリッド(株) (栃木總支社)	電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に關すること
東京電力ホールディング(株) 東京電力パワーグリッド(株) 日本原子力発電(株) (東海第二発電所)	①原子力施設の防災管理に關すること ②従業員等に対する教育、訓練に關すること ③關係機関に対する情報の提供に關すること ④放射線防護活動及び施設内の防災対策に關すること ⑤原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に關すること ⑥原子力災害時における通報連絡体制の整備に關すること ⑦市、県、關係機関等の実施する防災対策活動に対する協力に關すること ⑧除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理
KDDI(株) (小山テクニカルセンター) ソフトバンク(株)	①通信施設の運用と保全に關すること ②災害時における通信のそ通の確保に關すること
(株)NTTドコモ (栃木支店)	①移動通信施設の運用と保全に關すること ②災害時における移動通信のそ通の確保に關すること

8 指定地方公共機関

機関等の名称	処理すべき業務の大綱等
関東自動車(株)	①施設等の安全・保全に關すること ②災害時における車両等による救助物資、避難者の輸送の協力に關すること
土地改良事業団体連合会 <土地改良区>	水門、水路の操作に關すること
(一社)栃木県LPガス協会	①ガス施設の安全・保全に關すること ②災害時におけるガスの供給に關すること
(株)栃木放送 (株)エフエム栃木 (株)とちぎテレビ	①県民に対する防災知識の普及に關すること ②情報の収集に關すること 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 ③報道に關すること 災害及び気象予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知 ④受信対策に關すること 避難所への受信機、拡声装置の貸与、被災地への情報提供 ⑤放送通信施設の保守に關すること 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守 ⑥義援金品の募集、配分等の協力に關すること
(一社)栃木県トラック協会	災害時における貨物自動車等による救助物資、避難者の輸送の協力に關すること

機関等の名称	処理すべき業務の大綱等
(一社) 栃木県バス協会 (一社) 栃木県タクシー協会	
(一社) 栃木県医師会 (一社) 栃木県歯科医師会 (一社) 栃木県薬剤師会 (公社) 栃木県看護協会 (公社) 栃木県柔道整復師会	災害時における医療救護活動に関すること
(福) 栃木県社会福祉協議会	被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること
栃木県石油商業組合	災害時における燃料調達への協力に関すること
(一社) 栃木県建設業協会	被災地における道路、橋りょう、河川等の公共施設の復旧への協力に関すること

9 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

機関等の名称	処理すべき業務の大綱等
農業協同組合森林組合等 農林業関係団体	①農林関係被害調査、応急対策に対する協力に関すること ②農作物、林産物等の災害応急対策についての指導に関すること ③被災農家に対する融資又はその斡旋に関すること ④協同利用施設の災害応急対策、復旧に関すること ⑤飼料、肥料等の確保対策に関すること ⑥農林水産物等の出荷制限等への協力
商工会等 商工業関係団体	①商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、斡旋等の協力に関すること ②災害時における物価安定についての協力に関すること ③救助用物資・復旧資材の確保についての協力、斡旋に関すること
病院等経営者	①避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること ②災害時における入院患者の安全確保に関すること ③災害時における負傷者等の医療と助産に関すること ④被ばく医療への協力に関すること ⑤被災した病院等の入院患者の受入れに関すること
社会福祉施設経営者	①避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること ②災害時における入所者の安全確保に関すること ③被災した社会福祉施設の入所者の受入れに関すること

機関等の名称	処理すべき業務の大綱等
	④福祉避難所としての施設の提供に関すること
危険物等施設の管理者	災害時における危険物等施設の安全確保に関すること
(福) さくら市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること 市長の要請に基づく支援者の派遣調整に関すること

第 2 さくら市防災会議条例

さくら市防災会議条例
平成 17 年 3 月 28 日条例第 14 号



※引用：さくら市例規集

第 3 さくら市災害対策本部条例

さくら市災害対策本部条例
平成 17 年 3 月 28 日条例第 15 号



※引用：さくら市例規集

第 4 さくら市水防協議会条例

さくら市水防協議会条例
平成 17 年 3 月 28 日条例第 16 号



※引用：さくら市例規集

第5 東北地方太平洋沖地震における本市の被害

1 さくら市内における被害の状況

※平成29年9月1日現在、県危機管理課資料より

- ①最大震度 震度5強
- ②人的被害
 - ・死者：0名（ただし、市民1名が市域外において死亡）
 - ・行方不明者：0名
 - ・負傷者：11名
- ③住家
 - ・全壊：2棟
 - ・半壊：25棟
 - ・一部損壊：2,556棟
- ④その他被害（最大）
 - ・水道断水：410戸（穂積、金枝、鹿子畑地区）
鹿子畑仮設浄水場稼動に伴い、全域で完全復旧(平成23年4月26日)
 - ・通行止め：5箇所
 - ・道路損傷：36箇所
 - ・土砂崩れ：20箇所
- ⑤市民への避難所の設置 氏家小学校、南小学校、喜連川小学校
- ⑥福島県からの避難者の受入 旧鷲宿小学校を避難所として開設

2 避難状況

- ・平成23年3月15日 24世帯 59名に対し避難勧告を発令
- ・平成23年7月14日 21世帯 51名に対し避難勧告を解除
- ・平成23年9月2日 4世帯 5名に対し避難勧告を発令
- ・平成23年9月22日 54世帯 143名に対し避難勧告を発令
- ・平成24年11月1日 40世帯 104名に対し避難勧告を解除
- ・平成25年3月15日 21世帯 52名に対し避難勧告を解除

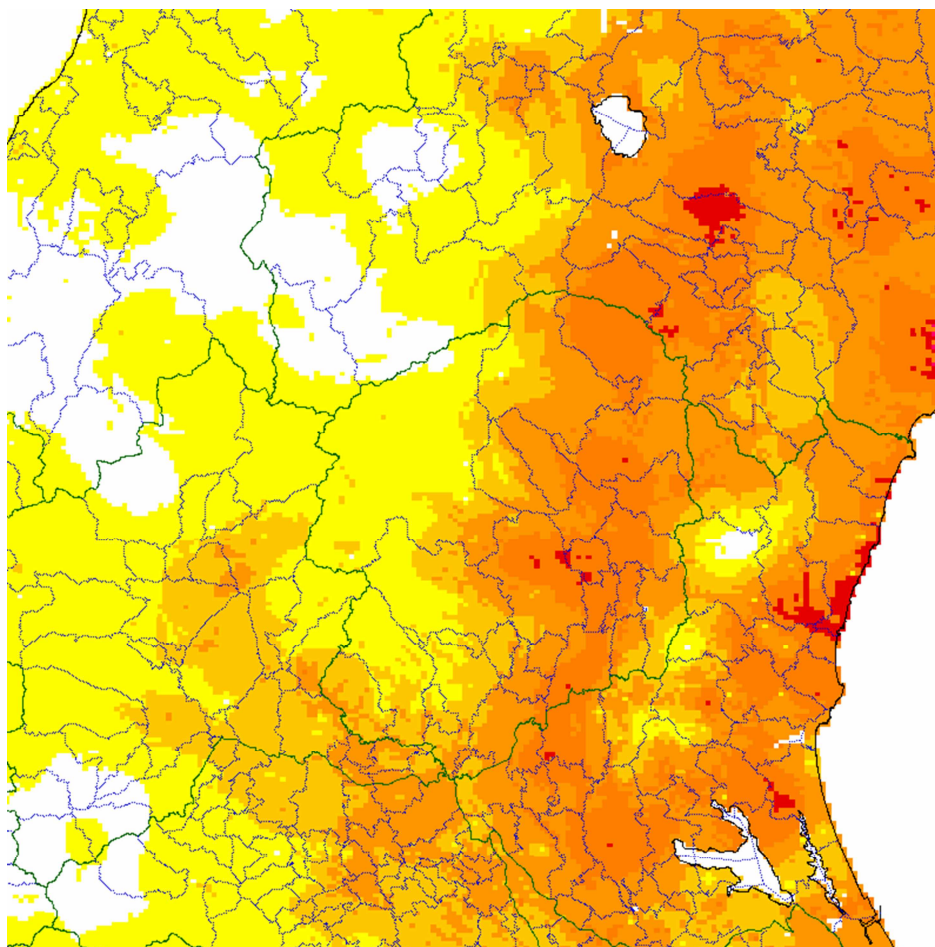
3 その他

- ・平成23年3月17日 災害救助法適用（法適用日3月11日）
- ・平成23年3月19日 被災者生活再建支援法適用（法適用日3月11日）
- ・平成23年5月2日 特定被災区域に指定

※避難対象区域（平成 23 年 3 月 15 日発令の内容）



※推計震度分布図（気象庁ホームページより）



【震源要素】
2011年03月11日14時46分 三陸沖 M7.9
【情報時刻】
2011年03月11日15時01分

震度 4 5弱 5強 6弱 6強 7

第6 風水害の種類、発生状況、主な原因

災害の種類		発生状況等	主な原因
洪水	外水氾濫	河川を流れる水が堤防を越え溢れ出したり(溢水)、堤防が切れたり(破堤)して浸水する。	<ul style="list-style-type: none"> ・台風による大雨 ・狭い地域に集中して降る大雨 ・気温上昇や降雨による融雪 ・地震
	内水氾濫	河川の水位が上昇し、堤内地の水が本川等へ排水できないため、堤内地が浸水する。	
土砂災害	山崩れ 崖崩れ	地面に染み込んだ雨水で柔らかくなった土砂が、急斜面や切り土斜面から突然崩壊する。	<ul style="list-style-type: none"> ・梅雨前線や台風に伴う集中豪雨 ・地震
	地すべり	比較的緩やかな斜面において、地中の粘土層等の滑りやすい面が、地下水等の影響でゆっくり動き出す。	<ul style="list-style-type: none"> ・梅雨期や台風時の長雨 ・気温上昇や降雨による融雪
	土石流	谷や斜面にたまった土砂や岩石が、大雨による水と一緒に一気に流れ出して発生する。	<ul style="list-style-type: none"> ・梅雨前線や台風に伴う集中豪雨
風害	共通	強い風の影響による飛来物による被害、建物の損壊、樹木の倒壊	
	暴風・強風	風の影響は原因である熱帯低気圧の移動に伴い、広域(数百~数千km)に及ぶ。フェーン現象による火災延焼が発生することがある。	<ul style="list-style-type: none"> ・台風(最大風速が約17m/s(34ノット)以上の熱帯低気圧)等強い低気圧の通過
	突風	<p>風の影響は局地的な範囲(数十m~数十km)に留まり、発生時間も数分から数十分と短い。前兆として黒く厚い雲、雷、強い雨を伴い、ひょうが降ることもある。</p> <p>粉塵が舞い上がる程度で、被害発生には至らない場合がほとんどであるが、稀にテントの飛散やビニールハウスの損壊等の軽微な被害を及ぼすことがある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・竜巻、ダウンバースト、ガスフロント(寒気の流入等によって生じる積乱雲に伴い発生) ・じん旋風(主に晴天時に地表付近で温められた空気の上昇により発生)
雪害	雪崩	山の斜面の積雪の一部が崩壊して発生する。	<ul style="list-style-type: none"> ・多量の新雪 ・気温急上昇、大雨
	積雪害	多量の積雪による鉄道・道路の不通等の交通障害、交通途絶により孤立集落が発生する	<ul style="list-style-type: none"> ・長期間の降雪 ・多量の降雪
	雪圧害	雪の重さや積雪層が沈降するときの力によって建物や樹木が倒壊する。	<ul style="list-style-type: none"> ・長期間の降雪 ・多量の降雪
	融雪害	雪解けが原因となり、洪水害、土砂災害が発生する。	<ul style="list-style-type: none"> ・気温急上昇、大雨

第7 本市の水害、台風、竜巻等風害、雪害による被害の概要

年月日	概要
昭和22年 9月14日	○キャスリーン台風（キャサリン台風） 本市の西部を流れる鬼怒川が氾濫し、堤防の大半が決壊、家屋・農作物に大きな被害をもたらした。 那珂川水系荒川が氾濫し、連城橋上流において堤防が決壊し、死者を出す大災害をもたらした。
昭和23年 9月16日	○アイオン台風 鬼怒川向河原地先の堤防が決壊
昭和24年 9月 1日	○キティ台風 ・鬼怒川大中地先の堤防が決壊
昭和41年 6月28日	○台風4号 荒川・内川・江川が氾濫しほぼ喜連川全域の農作物に大きな被害をもたらした。
昭和57年 8月 1日～ 3日	○台風10号 県内全域において大きな被害をもたらした。
昭和57年 9月12日～13日	○台風18号 県内全域において大きな被害をもたらした。
昭和61年 8月 4日～ 5日	○台風10号 荒川・内川・江川が氾濫し農作物に大きな被害をもたらした。
平成10年 8月26日～31日	○8月末豪雨（那須大災害） 荒川の堤防決壊、早乙女地区全域に避難勧告が出された。
平成20年 8月16日	○8月16日の大雨 氏家地内において17時～18時までの1時間に110mmの栃木県記録的短時間大雨を記録 氏家地内：床上浸水5件・床下浸水86件 喜連川地内：土砂災害 3箇所 法面崩壊 2箇所 畦畔崩落 2箇所 道路部分陥没 1箇所
平成23年 9月22日	○台風15号 県内全域において大きな被害をもたらした。 9月22日未明、お丸山で土砂災害が発生し、54世帯143名に対し避難勧告が発令された。
平成24年 5月 3日	○5月上旬大雨 5月2日深夜から5月3日深夜にかけて約200mmの大雨を記録し、お丸山で3回の土砂災害が発生した。
平成25年10月15日	○台風26号 暴風を伴う大雨で県内全域において大きな被害をもたらした。 さくら市では9棟の住家において屋根の一部が損壊した

年月日	概要
平成26年 2月8日～9日	○大雪 県内において大きな被害をもたらした。
平成26年 2月14日～15日	○大雪 最深積雪を大幅に更新する記録的な大雪となり、県内において大きな被害をもたらした。 さくら市ではビニールハウス等の農業用施設及び農作物に大きな被害をもたらした。
平成26年 7月27日	○突風（ダウンバースト） 短時間に発生した猛烈な強風により、さくら市北西部において非常に大きな被害をもたらした。
平成27年 9月 9日～11日	○台風18号（関東・東北豪雨） 栃木県内全域に「特別警報」発表。大きな被害をもたらした。市内においては、荒川の堤防の決壊の恐れにより、428世帯1,234名に対し避難指示が発令された。
平成30年8月10日	○ゲリラ豪雨 1時間118mmの記録的短時間大雨となる。市内においては、床下浸水36件・床上浸水2件、法面崩落2件、路肩崩落1件、洪水吐崩落1件と大きな被害をもたらした。
令和元年10月12日	○台風19号（令和元年東日本台風） 19時50分「特別警報」発表。県南西部をはじめ、大きな被害をもたらした。市内においては鬼怒川、荒川、内川、江川流域、土砂災害警戒区域等の619世帯1,953名に対し避難勧告及び避難指示を発令。床上浸水1件・床下浸水7件・一部損壊3件の住家被害や、およそ5億円の農業被害等が発生した。

第 8 さくら市の大規模火災の概要

1 氏家大火（昭和 37 年 5 月 3 日）

火災の概要	仲町のアパートから出火し、15メートルの強風にあおられ、僅か1時間40分で商店と民家が密集した繁華街の仲町・石町に延焼した。
被害状況	住家被害 44棟（罹災世帯 43世帯 147人） 焼失面積 3,600㎡ 被害総額 1億2,000万円

2 工場火災（平成 21 年 11 月 25 日）

火災の概要	鷺宿の工場にて摩擦による発熱で火災が発生した。
被害状況	焼失面積 4,625㎡ 被害総額 約6,900万円

3 その他（平成 25 年 8 月 30 日）

火災の概要	喜連川の工場にて電気配線のトラブルによって火災が発生した。
被害状況	焼失面積 302㎡ 被害総額 約5,000万円

第 9 計画の対象となる原子力発電所

計画の対象となる原子力発電所
栃木県地域防災計画 原子力災害対策編 p3



※引用：栃木県地域防災計画

第 10 緊急事態区分及び緊急時活動レベル

緊急事態区分及び緊急時活動レベル
栃木県地域防災計画 資料編 5-2-2



※引用：栃木県地域防災計画

第 1 1 運用上の介入レベル

運用上の介入レベル

栃木県地域防災計画 資料編 5-2-2

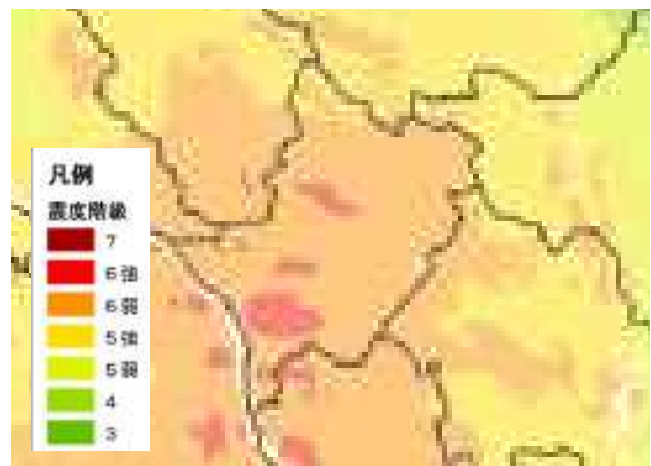


※引用：栃木県地域防災計画

第 1 2 市役所直下でM6.9の地震が発生した場合の震度予測図と被害想定

栃木県では県庁直下の被害想定に加え、各市町の直下でM6.9の地震が発生した場合の被害想定を併せて実施している。

さくら市直下でM6.9の地震が発生した場合、以下のような震度分布及び被害が想定される。



1 建物被害

(単位：棟)

区分	液状化	地震動	土砂災害	火災(※)	合計
全壊棟数	453	2,315	20	153	2,941
半壊棟数	979	18,142	48		19,469

※冬 18 時、風 10m/s を想定

2 人的被害

(単位：人)

区分	建物倒壊等	土砂災害	火災	ブロック塀等の転倒	合計
死者数	100	1	1	1	141
負傷者数	3,001	2	6	29	3,038
うち重傷者数	196	1	2	11	210

※冬・深夜、風 10m/s を想定

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある

3 ライフライン被害（直後）

上水道被害（断水人口）	103,301 人
下水道被害（支障人口）	244,821 人
電力被害（停電軒数）	5,334 軒
通信被害（固定電話不通回線数）	3,920 回線

※冬 18 時 風 10m/s を想定

4 避難者数（1 週間後）

（単位：人）

避難所避難者	避難所外避難者	合計
14,166	14,166	28,332

※避難者は、1 週間後が最大となる

※冬 18 時 風 10m/s を想定

5 経済被害

（単位：億円）

直接被害額	間接被害額	合計
12,115	526	12,641

※冬 18 時 風 10m/s を想定

第 1 3 洪水浸水想定区域

河川名	種類	指定年月日	降雨規模	前提となる降雨 または水位
利根川水系 鬼怒川	洪水予報 河川	平成 28 年 8 月 2 日	想定最大	鬼怒川流域、石井上流域の 72 時間総雨量 669mm
			計画	鬼怒川流域、石井上流域の 72 時間総雨量 495mm
那珂川水系 荒川	洪水予報 河川	平成 30 年 6 月 5 日	想定最大	荒川流域の 48 時間総雨量 741mm
			計画	荒川流域の 48 時間総雨量 317mm
那珂川水系 内川	水位周知 河川	令和 2 年 6 月 5 日	想定最大	内川流域の 24 時間総雨量 655mm
			計画	内川流域の 24 時間総雨量 290mm
利根川水系 五行川	水位周知 河川	令和 2 年 6 月 5 日	想定最大	五行川流域の 2 日間総雨量 783mm
			計画	五行川流域の 2 日間総雨量 315mm
利根川水系 大沼川	警戒すべ き河川	令和 4 年 5 月 27 日	想定最大	大沼川流域の 24 時間総雨量 690mm
利根川水系 冷子川	警戒すべ き河川	令和 4 年 5 月 27 日	想定最大	冷子川流域の 24 時間総雨量 690mm
利根川水系 松川	警戒すべ き河川	令和 4 年 5 月 27 日	想定最大	松川流域の 24 時間総雨量 690mm
那珂川水系 荒川・西荒川	ダム下流	令和 4 年 5 月 27 日	想定最大	荒川流域の 24 時間総雨量 664mm
			計画	荒川流域の 24 時間総雨量 263mm
那珂川水系 江川(烏山)	浸水リス ク想定	令和 3 年 5 月 31 日	想定最大	江川流域の 48 時間総雨量 821.6mm

さくら市防災ハザードマップ（浸水想定区域） p6～25
浸水想定区域・浸水リスク想定図（追加箇所）



※引用：さくら市防災ハザードマップ

第 1 4 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域、特別警戒区域の指定区域数							
土石流		急傾斜地の崩壊		地すべり		合計	
警戒区域	うち特別警戒区域	警戒区域	うち特別警戒区域	警戒区域	うち特別警戒区域	警戒区域	うち特別警戒区域
10	5	80	79	0	0	90	84

(令和 4 年 5 月 6 日現在)

さくら市防災ハザードマップ p6～25
 (土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域)



※引用：さくら市防災ハザードマップ

第2章 災害予防計画に関する資料

第 1 地区防災計画の策定状況

組織名	対象地区	策定年月日
蒲須坂自主防災会	蒲須坂行政区	令和2年12月21日
喜連川中央行政区自主防災組織	喜連川中央行政区	令和3年1月25日

(令和4年3月現在)

第 2 要配慮者利用施設一覧

No.	種別	施設名称	上段：所在地 下段：電話番号	災害のおそれのある 区域にある施設	
				洪水浸水 想定区域	土砂災害 警戒区域
1	通所介護施設	赤い屋根	狭間田 1973-1 028-681-6151	-	-
2	通所介護施設	ケアセンターさくら	氏家 3452-17 028-682-8312	-	-
3	通所介護施設	デイサービスインマイライフ さくら氏家	氏家 3205-1 028-681-7818	鬼怒川 1.0m未満	-
4	通所介護施設	デイサービスセンターエリム	鍛冶ヶ澤 57-1 028-681-1211	-	-
5	通所介護施設	デイホームつきみ	氏家 3260-12 028-681-5635	-	-
6	通所介護施設	よか・げんき	氏家 3842 028-666-8823	鬼怒川 0.5m未満	-
7	通所介護施設	在宅介護支援センターにこん	下河戸 1942-2 028-685-3195	-	-
8	通所介護施設	ほっと喜連川デイサービス センター	鷲宿 3292 028-686-0053	-	-
9	通所介護施設	ハートピアさくらの郷デイサ ービス	喜連川 5633 028-686-7091	-	-
10	通所介護施設	リハビリ・ラボ もみの手	馬場 254-5 028-682-1160	鬼怒川 1.0m未満	-
11	通所介護施設	デイホームはる	フィオーレ喜連川 5-2-3 028-688-0061	-	-
12	通所介護施設	だるまデイサービス	氏家 3498-155 028-612-3201	-	-
13	通所介護施設	憩いの森はる	フィオーレ喜連川 5-8-2 028-688-0627	-	-
14	通所介護施設	ケアステーションあさひさく ら	氏家 3245-1 028-681-8901	-	-
15	通所介護施設	家族の家ひまわり氏家通所介 護事業所	卯の里 4-52-1 028-681-5850	鬼怒川 0.5m未満	-
16	通所介護施設	リハビリデイサービスステッ プぱーとなーさくら	馬場 247-1 028-681-7777	鬼怒川 0.5m未満	-
17	通所介護施設	よか・さくら	氏家 3497 028-682-6560	-	-

No.	種別	施設名称	上段：所在地 下段：電話番号	災害のおそれのある 区域にある施設	
				洪水浸水 想定区域	土砂災害 警戒区域
18	通所介護施設	機能訓練特化型デイサービス さんぽ	氏家 1885-11 028-681-1527	-	-
19	通所リハビリテーショ ン	仲嶋医院（ふれあい健康館）	氏家 3245-22 028-681-7300	-	-
20	通所リハビリテーショ ン	介護老人保健施設いずみ	氏家 2650 028-681-8822	鬼怒川 0.5m 未満	-
21	通所リハビリテーショ ン	介護老人保健施設ケア・ステ ージ氏家	向河原 4084 028-682-2912	鬼怒川 1.5m 未満	-
22	小規模多機能型居宅 介護	城下庵	喜連川 3609 028-686-2941	内川 1.0m 未満	-
23	小規模多機能型居宅 介護	元気のでる里	氏家 3498-207 028-681-8881	-	-
24	認知症対応型共同生活 介護（グループホーム）	グループホーム桜野	桜野 1297-3 028-682-1820	鬼怒川 1.5m 未満	-
25	認知症対応型共同生活 介護（グループホーム）	城下庵	喜連川 3609 028-686-2941	内川 1.0m 未満	-
26	認知症対応型共同生活 介護（グループホーム）	つきみ荘	氏家 3260-12 028-612-2385	-	-
27	介護老人福祉施設	特別養護老人ホームエリム	鍛冶ヶ澤 57-1 028-681-1211	-	-
28	介護老人福祉施設	特別養護老人ホームにこんき つれ荘	下河戸 1942-2 028-685-3195	-	一部レッ ドゾーン
29	介護老人福祉施設	而今桜（地域密着型特養）	喜連川 807-4 028-686-1165	内川 1.0m 未満	-
30	介護老人福祉施設	特別養護老人ホームつきみの 里（地域密着型特養）	氏家 3260-3 028-688-7195	-	-
31	介護老人福祉施設	特別養護老人ホームつきみの 杜	氏家 3260-1 028-688-7195	二	二
32	介護老人保健施設	介護老人保健施設いずみ	氏家 2650 028-681-8822	鬼怒川 0.5m 未満	-
33	介護老人保健施設	介護老人保健施設ケア・ステ ージ氏家	向河原 4084 028-682-2912	鬼怒川 1.5m 未満	-
34	介護付有料老人ホー ム	桜の郷	氏家 1889 028-681-8833	鬼怒川 0.5m 未満	-
35	介護付有料老人ホー ム	ハートピアさくらの郷	喜連川 5633 028-686-7091	-	-
36	サービス付き高齢者 向け住宅	インマイライフさくら氏家	氏家 3205-1 028-681-7818	-	-
37	サービス付き高齢者 向け住宅	ふるさとホームさくら	氏家 3245-1 028-681-8900	-	-
38	サービス付き高齢者 向け住宅	家族の家ひまわり氏家	卯の里 4-52-1 028-681-5850	-	-
39	サービス付き高齢者 向け住宅	うり坊の郷（特定施設入居者 生活介護）	氏家 3498-223 028-666-7071	二	二
40	障がい者施設	清風園	押上 1714 028-682-3131	鬼怒川 2.0m 未満	-

No.	種別	施設名称	上段：所在地 下段：電話番号	災害のおそれのある 区域にある施設	
				洪水浸水 想定区域	土砂災害 警戒区域
41	障がい者施設	桜ふれあいの郷	鍛冶ヶ澤 <u>269-1</u> 028-682-6611	-	-
42	福祉ホーム	せせらぎ荘	向河原 4083 028-682-2911	鬼怒川 1.5m 未満	-
43	障害福祉サービス事業所	桜花	氏家 1799-1 028-681-6720	鬼怒川 0.5m 未満	-
44	障害福祉サービス事業所	ユーフームさくら	氏家 3519-64 028-682-2239	-	-
45	障害福祉サービス事業所	きつれがわファーム	喜連川 1281 028-686-3969	-	-
46	障害福祉サービス事業所	就労移行支援・自立訓練 COCOCOLOR	氏家 2718-2 028-678-8961	鬼怒川 2.0m 未満	-
47	障害福祉サービス事業所	<u>リハビリパーク歩</u>	喜連川 <u>473-1</u> <u>028-688-8016</u>	内川 <u>2.0m 未満</u>	-
48	共同生活援助施設	グループホーム ポプラ	櫻野 1270 028-681-6666	鬼怒川 1.5m 未満	-
49	共同生活援助施設	グループホーム マロンハウス	氏家 3155-10 028-681-6666	鬼怒川 1.0m 未満	-
50	共同生活援助施設	グループホーム かたくり	櫻野 1279-1 028-681-6666	鬼怒川 1.5m 未満	-
51	共同生活援助施設	グループホーム かえで	氏家 2568-10 028-681-6666	鬼怒川 1.0m 未満	-
52	共同生活援助施設	グループホーム オリーブ	草川 50-8 028-681-6666	鬼怒川 1.5m 未満	-
53	共同生活援助施設	グループホーム すずらん	馬場 254-3 028-681-6666	鬼怒川 1.0m 未満	-
54	共同生活援助施設	グループホーム れもん	氏家 2367-1 028-681-6666	鬼怒川 0.5m 未満	-
55	共同生活援助施設	グループホーム ラベンダー	櫻野 1279-1 028-681-6666	鬼怒川 1.5m 未満	-
56	共同生活援助施設	松ぼっくり	向河原 4081 028-682- <u>0868</u>	鬼怒川 1.5m 未満	-
57	共同生活援助施設	グループホーム あおば	氏家 3489-3 028-681-6720	-	-
58	共同生活援助施設	グループホーム きらら	氏家 3489-3 028-681-6720	-	-
59	共同生活援助施設	グループホーム トライ	氏家 3489-12 028-681-6720	-	-
60	障害児通所支援事業施設	グローバルキッズメソッド <u>7</u> <u>さくら店</u>	馬場 247-1 028-689-8397	鬼怒川 0.5m 未満	-
61	障害児通所支援事業施設	こども発達支援センター ぴーち	氏家 2447-8 028-678-8300	鬼怒川 0.5m 未満	-
62	障害児通所支援事業施設	こどもの広場 ぱいん	松山 1005-1 028-678-8517	-	-
63	障害児通所支援事業施設	グローバルキッズ <u>35</u> <u>メソッド</u> <u>新さくら店</u>	氏家 2579-11 028-612-4642	鬼怒川 0.5m 未満	-

No.	種別	施設名称	上段：所在地 下段：電話番号	災害のおそれのある 区域にある施設	
				洪水浸水 想定区域	土砂災害 警戒区域
64	障害児通所支援事業 施設	グローバルキッズメソッド56 氏家駅東店	氏家 2435-3 028-612-3543	鬼怒川 0.5m 未満	—
65	児童養護施設	氏家養護園	氏家 1060 028-682-2645	—	—
66	児童養護施設	養徳園	喜連川 1025 028-686-2239	—	—
67	児童養護施設	みやこ家	氏家 3080-2 028-682-2010	鬼怒川 1.0m 未満	—
68	児童養護施設	琴平	氏家 2364-2 028-680-5178	鬼怒川 1.0m 未満	—
69	児童養護施設	オアシスの家	喜連川 4683-4 028-616-2046	荒川 0.5m 未満	—
70	児童養護施設	野辺山の家	喜連川 4925-2 028-678-3876	—	—
71	児童養護施設	福田ホーム	喜連川 5452 028-612-1571	—	—
72	児童養護施設	野沢ホーム	喜連川 1022 028-686-2239	—	—
73	児童養護施設	なのはな	喜連川 1061 028-680-7901	—	—
74	市立保育園	たいよう保育園	松山 796-1 028-681-1331	—	—
75	市立保育園	わくわく保育園	喜連川 837-1 028-686-2142	内川 1.0m 未満	—
76	市立保育園	あおぞら保育園	草川 42 028-681-1336	鬼怒川 1.5m 未満	—
77	私立保育園・幼稚園・認定こ ども園・地域型保育事業所	ふれあい保育園	氏家 3263-5 028-682-8837	—	—
78	私立保育園・幼稚園・認定こ ども園・地域型保育事業所	アップル保育園	蒲須坂 595-2 028-682-9957	—	—
79	私立保育園・幼稚園・認定こ ども園・地域型保育事業所	氏家保育園	氏家 2377-1 028-682-2402	鬼怒川 0.5m 未満	—
80	私立保育園・幼稚園・認定こ ども園・地域型保育事業所	氏家さくら保育園	上野 202-10 028-682-3858	—	—
81	私立保育園・幼稚園・認定こ ども園・地域型保育事業所	第二氏家さくら保育園	氏家 1060-1 028-666-7277	—	—
82	私立保育園・幼稚園・認定こ ども園・地域型保育事業所	認定こども園氏家幼稚園	櫻野 1745 028-682-8393	—	—
83	私立保育園・幼稚園・認定こ ども園・地域型保育事業所	認定こども園きつれ川幼稚園	下河戸 1934-2 028-685-3759	—	—
77	私立保育園・幼稚園・認定こ ども園・地域型保育事業所	認定こども園ヒカリ園	氏家 3093 028-682-9006	鬼怒川 1.5m 未満	—
78	私立保育園・幼稚園・認定こ ども園・地域型保育事業所	ちびっこランドさくら園	櫻野 414-1 028-688-0852	鬼怒川 1.0m 未満	—
79	私立保育園・幼稚園・認定こ ども園・地域型保育事業所	つくし保育園	上野 142-15 028-682-6745	—	—
80	私立保育園・幼稚園・認定こ	こどもの森Y o u保育園	箱森新田 154-1	—	—

No.	種別	施設名称	上段：所在地 下段：電話番号	災害のおそれのある 区域にある施設	
				洪水浸水 想定区域	土砂災害 警戒区域
	ども園・地域型保育事業所		028-612-5783		
81	私立保育園・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所	ゆうゆうランドさくら園	草川 3-66-12 028-666-5678	鬼怒川 3.0m 未満	-
82	認可外保育施設	企業主導型保育事業所そらまめ保育園	馬場 132-1 028-612-7035	鬼怒川 3.0m 未満	-
83	認可外保育施設	宇都宮ヤクルト販売(株) さくら保育所	卯の里 4-53-4 028-682-0377	鬼怒川 0.5m 未満	-
84	認可外保育施設	黒須病院 さくらんぼ保育園	氏家 2657-4 028-682-9158	鬼怒川 0.5m 未満	-
85	児童センター・放課後児童クラブ	氏家児童センター	馬場 96-1 028-612-6145	鬼怒川 1.0m 未満	-
86	児童センター・放課後児童クラブ	上松山児童センター	氏家 3776-2 028-616-3660	-	-
87	児童センター・放課後児童クラブ	喜連川児童センター	喜連川 3936-1 028-678-2651	内川 3.5m 未満	-
88	児童センター・放課後児童クラブ	南小学童保育センター	上阿久津 1774-4 028-612-2215	-	-
89	児童センター・放課後児童クラブ	熟田小学校学童保育会	狭間田 1702 028-681-1125 (子ども政策課)	-	-
90	児童センター・放課後児童クラブ	押上小学校学童保育会	長久保 814 028-681-1125 (子ども政策課)	-	-
91	病院	黒須病院	氏家 2650 028-682-8811	鬼怒川 0.5m 未満	-
92	病院	さくら産院	氏家 2190-5 028-682-3000	鬼怒川 2.0m 未満	-
93	病院	氏家病院	向河原 4095 028-682-2911	鬼怒川 1.5m 未満	-
94	小中学校・高等学校	喜連川小学校	喜連川 3911 028-686-2029	内川 3.5m 未満	-
95	小中学校・高等学校	氏家小学校	氏家 2491 028-682-2758	鬼怒川 1.0m 未満	-
96	小中学校・高等学校	押上小学校	長久保 814 028-682-6844	-	-
97	小中学校・高等学校	熟田小学校	狭間田 1702 028-682-6850	-	-
98	小中学校・高等学校	松山小学校	氏家 3496 028-682-5719	-	-
99	小中学校・高等学校	南小学校	氏家 1061-3 028-682-9494	-	-
100	小中学校・高等学校	喜連川中学校	喜連川 5691 028-686-2167	-	-
101	小中学校・高等学校	氏家中学校	氏家 3243 028-682-2204	-	-
102	小中学校・高等学校	さくら清修高等学校	氏家 2807 028-682-4500	鬼怒川 2.0m 未満	-

第3 避難行動支援の避難支援について地域防災計画に定めなければならない事項

1 避難支援等関係者となる者

- (ア) 警察
- (イ) 消防
- (ウ) 民生委員・児童委員
- (エ) 医療機関
- (オ) 介護事業者
- (カ) 行政区長（地域連携推進員）
- (キ) 消防団
- (ク) 社会福祉協議会
- (ケ) 自主防災組織
- (コ) その他の避難支援に必要な関係者及び避難行動要支援者が依頼した支援者

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- (ア) 介護保険要介護3以上の者
- (イ) 身体障がい者1、2級をお持ちの方
- (ウ) 療育手帳A1、A2級をお持ちの方
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- (オ) 75歳以上で構成する高齢者のみの世帯
- (カ) その他特に避難支援が必要と認められる方

3 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市（市民生活部・健康福祉部）は、避難行動要支援者の要件を満たす対象者を把握するため、市の各部で把握している次の情報を集約するよう努めるとともに、市が所有していない情報が必要な場合は該当情報を把握している関係機関に対して情報提供を求める。

- (ア) 住民基本台帳
- (イ) 介護保険受給者台帳
- (ウ) 身体障害者更生指導台帳
- (エ) 療育手帳管理台帳
- (オ) 精神保健福祉手帳管理台帳

4 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化することから、市は、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つように努める。

5 避難行動要支援者名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

名簿情報には、避難行動要支援者に関する秘匿性の高い個人情報も含まれることから、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するため、市は、避難支援等関係者への名簿情報の提供

に際し、適正な情報管理が図られるよう、守秘義務の周知徹底や保管方法の指導など必要な措置を講じる。

6 避難のための立退きを円滑に行うための通知又は警告の配慮

市は、避難行動要支援者が名簿を活用して、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動ができるよう、避難情報の発令及び伝達に当たっては、高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるよう配慮するものとする。

機能拡張したさくら市防災・行政情報メール配信システム等を活用し、避難行動要支援者のうち、本人の同意を得た上で避難行動要支援者名簿へ連絡先を登録した者に対しては、携帯電話へのショートメッセージ若しくは固定電話への音声メッセージを活用した情報配信に努める。

7 避難支援等関係者の安全確保

市は、災害時の避難行動支援等関係者本人や家族の生命及び身体の安全確保最優先であることを避難行動要支援者に対して理解を図るよう努め、地域の実情や災害の状況に合わせて可能な範囲で避難支援等が行えるよう十分な配慮を行う。

第4 土砂災害警戒区域毎の情報伝達方法等

さくら市防災ハザードマップ
(土砂災害警戒区域毎の情報伝達方法) p27 洪水情報の伝達ルートと同じ
(土砂災害警戒区域毎の避難場所) p6～25



※引用：さくら市防災ハザードマップ

第5 山地災害危険地区一覧表

山地災害危険地区			
山腹崩壊危険地区	崩壊土砂 流出危険地区	地すべり危険地区	合計
50	7	0	57

山地災害危険地区一覧表
栃木県地域防災計画 資料編 2-8-5



※引用：栃木県地域防災計画

第6 さくら市防災重点ため池位置図

防災重点ため池について

- ・ さくら市防災重点ため池位置図
- ・ 浸水想定区域図
- ・ 防災重点ため池ハザードマップ



※引用：さくら市防災ポータル

第7 気象庁の発表する地震情報・緊急地震速報の種類

気象庁の発表する地震情報・緊急地震速報の種類
栃木県地域防災計画 資料編 1-3-7



※引用：栃木県地域防災計画

第8 気象庁震度階級関連解説表

気象庁震度階級関連解説表
栃木県地域防災計画 資料編 1-3-4



※引用：栃木県地域防災計画

第9 南海トラフ地震に関する情報の種類等

南海トラフ地震に関する情報の種類等
栃木県地域防災計画 資料編 1-3-8



※引用：栃木県地域防災計画

第 1 0 主な防災気象情報

防災気象情報などの入手方法



※引用：気象庁ホームページ

第 1 1 宇都宮地方気象台が発表する風水害・雪害に係る注意報・警報の種類及び発表地域区分

警報・注意報発表基準一覧表
令和 4 年 5 月 2 日現在



※引用：気象庁ホームページ

第 1 2 災害時特設公衆電話設置場所一覧

	施設名	住所	設置台数
1	氏家小学校	さくら市氏家 2491 番地	3 台
2	押上小学校	さくら市長久保 814 番地	1 台
3	上松山小学校	さくら市氏家 3496 番地	3 台
4	熟田小学校	さくら市狭間田 1702 番地	3 台
5	南小学校	さくら市氏家 1061 番地	3 台
6	氏家中学校	さくら市氏家 3243 番地	3 台
7	栃木県立さくら清修高等学校	さくら市氏家 2807 番地	3 台
8	氏家公民館	さくら市櫻野 1322 番地 8	3 台
9	氏家体育館	さくら市氏家 2730 番地	4 台
10	氏家図書館	さくら市櫻野 1321 番地	3 台
11	氏家保健センター	さくら市櫻野 1319 番地 3	3 台
12	氏家福祉センター	さくら市櫻野 1329 番地	3 台
13	喜連川小学校	さくら市喜連川 3911 番地	4 台
14	喜連川保健センター	さくら市喜連川 807 番地 8	3 台
15	喜連川中学校	さくら市喜連川 5691 番地	3 台
16	道の駅きつれがわ	さくら市喜連川 4145 番地 10	3 台

第 1 3 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定基準

1 避難場所の指定

- (1) 指定にあたっては、次の基準に基づき、指定するものとする。
- ア 災害が切迫した状況において、速やかに居住者等に当該避難場所が開設される管理体制を有していること。
 - イ 災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に立地していること。
 - ウ 安全区域外に立地する場合には、当該災害に対して安全な構造であること。
 - エ 地震を対象とする場合には、地震に対して安全な構造であることに加え、地震発生時に周辺に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等がないこと。
- (2) 市は、災害の危険が去った後に、自宅が損壊するなど一定期間の避難生活を余儀なくされた被災者について、避難場所から避難所への円滑な移動がなされるよう配慮する。

2 避難所の指定

- (1) 市は、一時的に難を逃れる緊急時の避難場所とは区別して被災者が一定期間生活する場所として、避難所を平常時から事前に必要数指定する。なお避難所は、市民、行政区、国籍等に区別されることなく、いかなる人も避難出来る場所とするのが原則である。※近隣を通過するもの（通行者・旅行者等）も避難出来る。
- (2) 指定にあたっては、次の基準に基づき、指定するものとする。
- ア 被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有していること。
 - イ 速やかに、被災者を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有していること。
 - ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
 - エ 物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。
- (3) 避難所の指定については、上記（2）の基準に加えて、次のことにも留意すること。
- ア 原則として地区別に指定し、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。
 - イ 耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないこと。
 - ウ 生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、福祉センター、体育館、図書館等の公共施設とすることが望ましいこと。
 - エ 避難場所と避難所は、相互に兼ねることができること。
 - オ 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者に対応するため、福祉避難所を複数箇所指定することとし、保健センター等の生活面での障害が除去されたバリアフリー構造で、応急処置が可能な施設を指定すること。
- (4) 市は、障がい者など特別な配慮が必要な「要配慮者」のため、必要に応じて福祉施設等の協力を得て福祉避難所を開設する。

第 1 4 指定緊急避難場所及び指定避難所等一覧

さくら市防災ハザードマップ p2、p6～25
(さくら市避難所・避難場所一覧)



※引用：さくら市防災ハザードマップ

第 1 5 避難指示等の判断・伝達基準

1 判断基準

避難指示等は、以下の基準を参考に、浸水が想定される区域を対象に発令する。

ただし、この基準はあくまでも目安として定めるものであり、発令のタイミングについては、避難に要する時間を十分に考慮して指定河川洪水予報、降雨量の実績、今後の降雨予想、河川巡視、上流域の降雨状況や降雨予測等からの情報、水防対策支援システムによる情報及び気象予報士からの情報等を含めて総合的に判断する。

特に、水防対策支援システムによる情報及び気象予報士からの情報によって、数時間後に危険な状況となることが見込まれる場合は、河川水位の上昇を待つことなく災害対策本部の判断により高齢者等避難（レベル3）、避難指示（レベル4）を発令する。

発令内容	判断基準
高齢者等避難 (レベル3)	<ul style="list-style-type: none"> 鬼怒川、荒川において指定河川洪水予報「氾濫注意情報」が発表されたとき。 鬼怒川、荒川・内川・五行川において基準水位観測所における水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 大雨、洪水警報が発表されたとき。 大雨・洪水警報基準は本章第13節を参照。
避難指示 (レベル4)	<ul style="list-style-type: none"> 鬼怒川、荒川において指定河川洪水予報「氾濫警戒情報」が発表されたとき。 鬼怒川、荒川・内川・五行川において基準水位観測所における水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 破堤につながるような漏水等を確認したとき。
避難指示 (再度発令) (レベル4)	<ul style="list-style-type: none"> 鬼怒川、荒川において指定河川洪水予報「氾濫危険情報」が発表されたとき。 鬼怒川、荒川・内川・五行川において基準水位観測所における水位が氾濫危険水位（危険水位）に達したとき。 堤防の大規模漏水、亀裂、決壊、越水を確認したとき

2 河川水位と洪水予報の種類（鬼怒川）

水防法第10条第2項（国の機関が行う洪水予報）及び気象業務法第14条の2第2項の規定により国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報及び警報を行うさくら市内の河川

河川名	鬼怒川	
区域	左岸：塩谷町大字風見1,201番16地先から利根川合流点	
基準水位観測所	佐貴（下）	
水位	水防団待機水位	1.50m
	氾濫注意水位	2.30m
	避難判断水位	2.60m
	氾濫危険水位	3.30m
発表者	下館河川事務所・宇都宮地方气象台	

洪水の危険レベル	洪水予報の標題〔洪水予報の種類〕	解 説	
		発表の基準	市・住民に求める行動等
レベル1相当	（発表なし）	水防団待機水位	<ul style="list-style-type: none"> ・水防団待機 ・最新の気象情報などに注意
レベル2相当	鬼怒川 氾濫注意情報〔洪水注意報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民は洪水に関する情報に注意 ・水防団出動 ・避難場所や経路を再確認
レベル3相当	鬼怒川 氾濫警戒情報〔洪水警報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	<ul style="list-style-type: none"> ・市は高齢者等避難（レベル3）の発令を判断 ・高齢者等は避難
レベル4相当	鬼怒川 氾濫危険情報〔洪水警報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達した場合に速やかに発表する	<ul style="list-style-type: none"> ・市は避難指示（レベル4）の発令を判断 ・住民は速やかに避難を完了する ・水防団は退避行動
レベル5相当	鬼怒川 氾濫発生情報〔洪水警報〕	氾濫が発生した後速やかに発表する	<ul style="list-style-type: none"> ・市は緊急安全確保（レベル5）を発令する。 ・逃げ遅れた住民の救助等 ・新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導 ・命を守る最善の行動を呼びかける。

※解除： 氾濫注意情報の解除は、氾濫注意水位（警戒水位）を下回ったときに発表する。

参照：令和元年さくら市タイムライン（鬼怒川）

3 河川水位と洪水予報の種類（荒川）

水防法第11条第1項（都道府県知事が行う洪水予報）及び気象業務法第14条の2第3項の規定により栃木県知事と宇都宮気象台長が共同して行う洪水予報及び警報を行うさくら市内の河川

河川名	荒川	
区域	左岸：さくら市新松島橋から那須烏山市向田那珂川合流点 右岸：さくら市早乙女新松島橋から那須烏山市向田那珂川合流点	
基準水位観測所	連城橋（喜連川）	
水位	水防団待機水位	1.20m
	氾濫注意水位	1.50m
	避難判断水位	2.00m
	氾濫危険水位	2.50m
発表者	栃木県知事・宇都宮地方気象台	

洪水の危険レベル	洪水予報の標題〔洪水予報の種類〕	発表の基準	市・住民に求める行動等
レベル1相当	（発表なし）	水防団待機水位	<ul style="list-style-type: none"> ・水防団待機 ・最新の気象情報などに注意
レベル2相当	荒川氾濫注意情報〔洪水注意報〕	区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達した場合に速やかに発表する。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民は洪水に関する情報に注意 ・水防団出動 ・避難場所や経路を再確認 ・市は高齢者等避難（レベル3）発令を判断 ・高齢者等は避難
レベル3相当	荒川氾濫警戒情報〔洪水警報〕	区域のいずれかの基準地点の水位が、避難判断水位（特別警戒水位）に到達した場合に速やかに発表する。	<ul style="list-style-type: none"> ・市は避難指示（レベル4）等の発令を判断、若しくは発令 ・住民は速やかに避難
レベル4相当	荒川氾濫危険情報〔洪水警報〕	区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達した場合に速やかに発表する。	<ul style="list-style-type: none"> ・市は再度、避難指示（レベル4）の発令を判断 ・住民の避難完了 ・速やかに避難 ・水防団は退避行動
レベル5相当	荒川氾濫発生情報〔洪水警報〕	氾濫が発生した後速やかに発表する。	<ul style="list-style-type: none"> ・市は緊急安全確保（レベル5）を発令 ・逃げ遅れた住民の救助等 ・新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導 ・命を守る最善の行動を呼びかける

※解除： 氾濫注意情報解除（洪水注意報解除）は、氾濫注意水位（警戒水位）を下回ったときに発表する。

参照：令和2年さくら市タイムライン（荒川）

4 河川水位の種類（内川）

水防法第13条第2項の規定により栃木県知事が水位の周知を行うさくら市内の河川

河川名	内川	
区域	左岸：矢板市荒井荒井橋からさくら市喜連川荒川合流地点まで 右岸：矢板市荒井荒井橋からさくら市喜連川荒川合流地点まで	
基準水位観測所	京町橋（矢板）	※旭橋（喜連川）
水位	水防団待機水位	1.20m ※2.10m
	氾濫注意水位	1.60m ※2.40m
	避難判断水位	2.10m ※2.70m
	氾濫危険水位	2.60m ※3.00m
発表者	栃木県知事	

※旭橋水位は基準水位観測所ではないが、さくら市内の観測所であるため記載

洪水の危険レベル	周知の基準	市・住民に求める行動等
レベル1相当	水防団待機水位	<ul style="list-style-type: none"> ・水防団待機 ・最新の気象情報などに注意
レベル2相当	氾濫注意水位	<ul style="list-style-type: none"> ・住民は洪水に関する情報に注意 ・水防団出動 ・避難場所や経路を再確認 ・市は高齢者等避難（レベル3）発令を判断 ・高齢者等は避難
レベル3相当	避難判断水位相当	<ul style="list-style-type: none"> ・市は避難指示（レベル4）等の発令を判断、若しくは発令 ・住民は速やかに避難
レベル4相当	氾濫危険水位相当	<ul style="list-style-type: none"> ・市は再度、避難指示（レベル4）の発令を判断 ・住民の避難完了 ・速やかに避難 ・水防団は退避行動

参照：令和2年さくら市タイムライン（内川）

5 河川水位の種類（五行川）

水防法第13条第2項の規定により栃木県知事が水位の周知を行うさくら市内の河川

河川名	五行川	
区域	左岸：さくら市馬場国道4号から芳賀郡芳賀町大字芳志戸秋葉橋まで 右岸：さくら市馬場国道4号から芳賀郡芳賀町大字芳志戸秋葉橋まで	
基準水位観測所	氏家体育館脇（さくら）	
水位	水防団待機水位	0.90m
	氾濫注意水位	1.20m
	避難判断水位	1.30m
	氾濫危険水位	1.80m
発表者	栃木県知事	

洪水の危険レベル	周知の基準	市・住民に求める行動等
レベル1相当	水防団待機水位	<ul style="list-style-type: none"> ・水防団待機 ・最新の気象情報などに注意
レベル2相当	氾濫注意水位	<ul style="list-style-type: none"> ・住民は洪水に関する情報に注意 ・水防団出動 ・避難場所や経路を再確認 ・市は高齢者等避難（レベル3）発令を判断 ・高齢者等は避難
レベル3相当	避難判断水位	<ul style="list-style-type: none"> ・市は避難指示（レベル4）等の発令を判断、若しくは発令 ・住民は速やかに避難
レベル4相当	氾濫危険水位	<ul style="list-style-type: none"> ・市は再度、避難指示（レベル4）の発令を判断 ・住民の避難完了 ・速やかに避難 ・水防団は退避行動

参照：令和2年さくら市タイムライン（五行川）

第16 さくら市緊急輸送道路

1 第1次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名	路線延長	区間
国道 (国管理)	4	国道4号	118.5km	全線（野木町野木～那須町豊原乙）
国道 (県管理)	293	国道293号	32.2 km	一部（那珂川町富山～ さくら市川岸(国道4号交点)）

2 第2次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名	路線延長	区間
国道 (県管理)	293	国道293号	15.3km m	一部(さくら市馬場(国道4号交点)～宇都宮市新里町丙(国道119号交点))
一般県道	181	上高根沢氏家線	1.6 km	一部(さくら市馬場(国道4号交点)～さくら市氏家(国道293号交点))

3 第3次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名	路線延長	区間
主要地方道	48	大田原氏家線	24.2 km	一部(大田原市末広2(国道400号交点)～さくら市桜野(国道293号交点))
	74	塩谷喜連川線	9.8km	一部(矢板市片岡(国道4号交点)～さくら市喜連川(国道293号交点))
	125	氏家宇都宮線	2.6km	一部(さくら市氏家(国道4号交点)～さくら市上阿久津(宇都宮市境 阿久津大橋))

第17 さくら市臨時離着陸場等候補地一覧

No.	施設名称	所在地	担当課	電話番号
1	鬼怒川河川公園	氏家1317	市都市整備課	028-681-1120
2	総合公園	桜野1789	市スポーツ振興課	028-688-8566 (さくらスタジアム)
3	鬼怒川運動公園	向河原4101		
4	菖蒲沢公園	金枝62-2		
5	喜連川運動場	喜連川886		
6	喜連川高校跡地	喜連川561		
7	氏家中学校	氏家3243	市学校教育課	028-686-6620
8	熟田小学校	狭間田1702		
9	喜連川小学校	喜連川3911		
10	喜連川中学校	喜連川5691		
11	内川河川防災ステーション	喜連川字辻畑先	県矢板土木事務所	0287-44-2185
12	旧鷲宿小学校	鷲宿1105	市財政課	028-681-1122
13	旧穂積小学校	穂積478		
14	旧河戸小学校	上河戸1826		

第 1 8 市内防災拠点・広域防災拠点施設

拠点種別	施設名	電話番号	所在地
県災害対策本部	県本庁舎 (危機管理課)	028-623-2136	宇都宮市塙田 1-1-20
県災害対策支部 《現地災害対策本部》	塩谷庁舎 (矢板県税事務所)	0287-43-2171	矢板市鹿島町 20-22
県地域災害対策 活動拠点	さくら清修高等学校	028-682-4500	さくら市氏家 2807
	道の駅きつれがわ	028-686-8180	さくら市喜連川 4145-10
市災害対策本部	さくら市 (総務課・本庁舎)	028-681-1111	さくら市氏家 2771
市現地災害対策本部	さくら市 (総務課・喜連川支所)	028-686-6612	さくら市喜連川 4420-1
広域防災拠点	さくら市 (総合公園) 【さくらスタジアム】	028-688-8566	さくら市櫻野 1789

※県施設については栃木県地域防災計画より

第 1 9 市内水道事業浄水施設

浄水場名	水源種別		浄水方法		給水人口(人)
					(R2.4.1)
向河原浄水場	深井戸 7 基		塩素消毒	曝気処理	28,492
押上浄水場	浅井戸 2 基		塩素消毒		2,205
野辺山浄水場	深井戸 2 基	浅井戸 1 基	塩素消毒		6,934
河戸浄水場	深井戸 2 基		塩素消毒		1,323
鹿子畑浄水場	深井戸 2 基		塩素消毒		1,261

(令和2年4月1日現在)

第 2 0 市内下水道施設

区分	公共下水道	
処理場名・所在地	氏家水処理センター	氏家1526-1
	喜連川水処理センター	葛城583
供用開始	氏：平成5年	
	喜：平成14年	
処理能力 (m ³ /日)	氏：8,345	
	喜：2,200	
処理方式	氏：オキシデーションディッチ法	
	喜：オキシデーションディッチ法	
放流河川名	氏：一級河川鬼怒川	
	喜：荒川沿岸土地改良区田中排水路	

区分	農業集落排水	
処理場名・所在地	上野水処理センター	上野41-2
供用開始	平成9年3月	
処理能力 (m ³ /日)	440	
処理方式	回分式活性汚泥方式	
放流河川名	氏家土地改良区排水路	

(令和4年3月31日現在)

第 2 1 さくら市における栃木県地域防災協議会指定防災事業所

ガス区分	事業所名	所在地	連絡責任者	電話番号
酸素・窒素	エア・ケミカルズ (株) 喜連川プラント	小入571-4	昼:保安担当者 夜:保安担当者	686-5570
LPガス	(有) マツザキヤ	氏家2776-4	昼:保安担当者 夜:社長	682-2300
酸素・窒素	エアケミ運輸 (株)	喜連川5129-19	昼:保安担当者 夜:社長	686-5931

※指定防災事業所・・・高圧ガス等の災害が発生した際、災害の拡大防止のために人員の派遣や防災工具類の提供、関係機関への連絡等の協力活動を行う事業所として、高圧ガス製造事業所、高圧ガス販売事業者等が組織する栃木県地域防災協議会から指定を受けている事業所

第 2 2 災害応援協定一覧

協定の相手方	協定の名称	協定の内容	締結日
氏家郵便局	災害時の協力に関する覚書	<ul style="list-style-type: none"> ①市が所有し又は管理する施設及び用地の提供 ②郵便局が所有し又は管理する施設及び用地を、避難場所、物資集積場所等としての提供 ③緊急車両の用に供する車両の提供(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。) ④市又は郵便局が収集した被災者同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供 ⑤郵便局ネットワークを活用した広報活動 ⑥災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 ⑦郵便局が郵便物の配達等業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供 ⑧避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項(避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。) ⑨株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い ⑩前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項 	令和3年 1月28日
さくら市建設産業協議会	災害時における応急復旧対策に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ①道路における損壊箇所の応急補修 ②道路障害物の除去 ③水防資材の運搬 ④崩壊土石の除去 ⑤その他、必要と認められる応急復旧対策業務 	平成18年 6月9日
日本郵政株式会社 かんぽの宿 栃木喜連川温泉	災害時における避難場所の提供に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ①屋内外における避難場所の提供 ②浴場を開放しての入浴の提供 ③炊き出しを中心とした非常食の提供 ④その他、可能とする協力 	平成23年 2月21日
東京電力株式会社 宇都宮支店	災害時における停電復旧の連携等に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ①電力復旧用車両及び機材置場 ②復旧に伴い生じた廃材置場 ③電力復旧要員の待機場所 ④その他復旧等に必要と判断されたもの 	平成23年 3月1日
エア・ケミカルズ株式会社	災害時における機材の提供に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ①炊き出しステーションの提供 ②サーバイメーターの提供 	平成25年 3月25日
栃木県電気工事業工業組合	災害時における電気設備の復旧等に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ①市が応急活動を行う市有施設の電気設備の復旧・点検 ②市が応急活動を行う市有施設への物資供給 ③その他、市が行う応急活動に対する協力 	平成25年 11月20日
株式会社アクティオ	災害時における物資の提供に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ①トイレ・ハウス・発電機・照明機器・冷暖房機器・重機類の調達及び供給 ②その他市が指定する物資の調達及び供給 	平成25年 12月4日
栃木県行政書士会	災害時における行政書士業務の実施に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ①被災者支援相談センターの開設及び運営 ②さくら市への会員の派遣 ③その他、必要と認める業務 	平成26年 2月20日
一般社団法人栃木県LPガス協会 さくら支部	災害時における救援物資提供に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ①LPガスの調達及び供給 ②その他市が指定する物資の調達及び供給 	平成26年 7月11日
株式会社とちぎテレビ、株式会社栃木放送	災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定	気象庁その他の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、若しくは栃木県から同様の通知を受けたとき、とちぎテレビ・栃木放送に当該予報・警報やこれに対してとるべき行動等を関係機関及び住民等に向けて放送するよう要請することができる	平成26年 8月1日
社会福祉法人慈愛会、社会福祉法人蓬愛会	災害発生時における指定福祉避難所の設置運営に関する協定	避難所での生活において要支援者等を受け入れるための「指定福祉避難所」の協力	平成28年 2月2日

協定の相手方	協定の名称	協定の内容	締結日
社会福祉法人とちぎ健康福祉協会	災害発生時における指定福祉避難所の設置運営に関する協定	避難所での生活において要支援者等を受け入れるための「指定福祉避難所」の協力	平成29年 2月3日
社会福祉法人恵友会	災害発生時における指定福祉避難所の設置運営に関する協定	避難所での生活において要支援者等を受け入れるための「指定福祉避難所」の協力	平成29年 2月15日
社会福祉法人愛美会	災害発生時における指定福祉避難所の設置運営に関する協定	避難所での生活において要支援者等を受け入れるための「指定福祉避難所」の協力	平成29年 12月14日
栃木県トラック協会塩那支部	災害時における物資等の輸送、障害物除去用等の重機・機材の提供に関する協定	①物資等の輸送業務 ②障害物除去用等の重機・機材の提供	平成28年 11月15日
HCCソフト株式会社	小型無人航空機による応急対策活動に関する協定	①航空撮影による被災状況等に関する情報収集 ②その他情報収集の実施に関し必要な業務	平成30年 3月23日
全建総連栃木県建設労働組合喜連川支部 全建総連栃木県建設労働組合氏家支部	災害時における災害応急対策の協力に関する協定	①避難所等の公共施設の応急補修 ②応急仮設住宅の建設 ③緊急を要する資機材の調達及び輸送 ④その他市必要と認める緊急応急作業	平成30年 9月10日
栃木県立さくら清修高等学校	災害時における学校施設の使用に関する協定	①災害時において指定緊急避難場所または指定避難所として施設等の使用要請 ②建物内において被災者等に対し、トイレ、水道等の設備使用の提供 ③建物内において被災者等に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害情報の提供 ④必要に応じて相互に協力を要請	平成30年 12月28日
株式会社ウォーターテックス	災害時における応急対策業務の応援に関する協定	①水道業務に関する電話対応 ②水道業務に関する広報活動 ③応急給水活動 ④その他、特に要請のあった事項	平成31年 2月14日
塩野谷農業協同組	災害時における物資の保管等にかかる協力に関する協定	①物資の保管場所の提供 ②物資の積み降ろし用機械の提供 ③作業員の提供	令和元年 6月21日
ヤフー株式会社	災害にかかる情報発信等に関する協定	災害時等にさくら市が発信する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知	令和元年 11月29日
有限会社神明商事	災害時における協力に関する協定	①避難所、避難場所の提供 ②浴場を開放し、入浴の提供 ③炊出しを中心とした非常食の提供 ④その他 ※令和3年3月現在、事業所撤退により協定の効力を発揮できない状況にあるが、高台の避難所を確保するため、新所有者が操業次第、協定の締結について申し出るものとする。	令和2年 2月10日
さくら市管工事組合	災害時における水道施設の応急復旧に関する協定	①水道施設の応急復旧	令和2年 2月10日

協定の相手方	協定の名称	協定の内容	締結日
社会福祉法人慈愛会 社会医療法人厚生会 有限会社ハウス・ネット 合同会社歩 社会福祉法人恵友会 社会福祉法人さくら市社会福祉協議会 社会福祉法人とちぎ健康福祉協会	福祉避難所への災害福祉支援員の派遣に関する協定	①要配慮者を支援する災害福祉支援員の派遣 (社会福祉協議会においては派遣調整)	令和2年 10月13日
株式会社福田屋百貨店 株式会社東武宇都宮百貨店 とちぎコープ生活協同組合	災害時における食料・生活必需品等の確保に関する協定	①寝具類 ②衣料類 ③炊事用具 ④食器類 ⑤日用品雑貨 ⑥光熱材料 ⑦食料	平成19年 3月31日
NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における食料・生活必需品等の確保に関する協定	①寝具類 ②衣料類 ③炊事用具 ④食器類 ⑤日用品雑貨 ⑥光熱材料 ⑦食料	平成19年 3月12日
イオンビッグ株式会社ザ・ビッグエクストラさくら店	災害時における食料・生活必需品等の確保に関する協定	①寝具類 ②衣料類 ③炊事用具 ④食器類 ⑤日用品雑貨 ⑥光熱材料 ⑦食料	平成28年 2月19日
ダイドードリンコ株式会社	自動販売機飲料水供給に関する協定	災害対応型自動販売機内の在庫商品の無償提供	平成20年 11月21日
利根コカ・コーラボトリング株式会社(コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社)	自動販売機飲料水供給に関する協定	災害対応型自動販売機内の在庫商品の無償提供	平成21年 4月1日
有限会社小峰商店	自動販売機飲料水供給に関する協定	災害対応型自動販売機内の在庫商品の無償提供	平成21年 4月6日
大塚製薬株式会社	自動販売機飲料水供給に関する協定	災害対応型自動販売機内の在庫商品の無償提供	平成22年 4月1日
株式会社伊藤園	自動販売機飲料水供給に関する協定	災害対応型自動販売機内の在庫商品の無償提供	平成25年 8月19日
氏家商工会及び	災害時における生活	①物資関係 ②輸送関係	平成24年

協定の相手方	協定の名称	協定の内容	締結日
喜連川商工会	物資提供に関する協定	③災害応急救援関係	12月20日
株式会社ゼンリン	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	さくら市に災害が発生又は発生のおそれがある場合において、可能な範囲で地図製品等の供給を要請	平成29年 12月14日
「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会	災害時における量の提供に関する協定	さくら市に災害が発生又は発生のおそれがある場合において、避難所等で使用する量の提供を要請	平成29年 12月14日
日本トーカンパッケージ株式会社	災害時における救援物資(段ボール製簡易ベッド等)の供給等の支援協力に関する協定	①段ボール製簡易ベッドの提供 ②段ボール製間仕切りの提供 ③その他取扱商品の提供	令和元年 7月26日
株式会社ツルハ	災害時における応急生活物資等の供給に関する協定	①医薬品、食料品、日用品、その他の提供	令和2年 1月6日
矢板市・那須塩原市・塩谷町・高根沢町及び各市町消防団	消防相互応援協定書	①火災防御のための応援隊の派遣 ②その他災害に際し必要と認める事項	昭和43年 8月15日
県内市町村	災害時における市町村相互応援に関する協定	①食糧・飲料水及び、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及び斡旋 ②被災者の救出・医療・防疫施設の応急復旧等に必要な資機材・物資の提供及び斡旋 ③救援及び救助活動に必要な車輛等の提供及び斡旋 ④被災者の一時収容のための施設の提供及び斡旋 ⑤火葬場の提供及び斡旋 ⑥ゴミ・し尿等の処理のための車輛及び施設の提供及び斡旋 ⑦救助、及び応急復旧に必要な医療職・技術職・事務職・技能職等の職員の派遣 ⑧ボランティアの斡旋 ⑨前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項	平成8年 7月30日
加須市	災害時の相互応援に関する協定	①食料・飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 ②被災者の救出・医療・防疫及び、施設の応急復旧に必要な資機材・物資の提供 ③救援及び救助活動に必要な車輛等の提供 ④消火、救護、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣 ⑤ボランティアの斡旋 ⑥児童生徒の受入れ ⑦被災者に対する住宅の斡旋 ⑧前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項	平成25年 1月21日
古河市	災害時の相互応援に関する協定	①食料・飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 ②被災者の救出・医療・防疫及び、施設の応急復旧に必要な資機材・物資の提供 ③救援及び救助活動に必要な車輛等の提供 ④消火、救護、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣 ⑤ボランティアの斡旋 ⑥児童生徒の受入れ ⑦被災者に対する住宅の斡旋 ⑧前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項	平成18年 1月21日
赤帽栃木県軽自	災害時における食	運転手及び車輛の供給	平成19年

協定の相手方	協定の名称	協定の内容	締結日
動車運送協同組合	料・生活必需品等の輸送協力に関する協定		3月31日
国土交通省関東地方整備局	国との災害時の情報交換に関する協定	情報連絡員（リエゾン）の派遣	平成23年 4月1日
宇都宮市、鹿沼市、真岡市、下野市、日光市、上三川町、芳賀町、壬生町、高根沢町	災害時における備蓄品の共同利用に関する協定	災害時における備蓄品の共同利用	平成23年 10月1日
矢板市・塩谷町・高根沢町の各市町及び栃木県さくら警察署・栃木県矢板警察署・塩谷広域行政組合消防本部・社団法人栃木県建設業協会塩谷支部	塩谷地区広域防災の相互協力に関する協定	地域防災活動への協力並びに警察及び消防が行う人命救助等の初動活動に資するための資機材、重機、人員の提供	平成24年 2月2日
矢板市、塩谷町、高根沢町、塩谷広域行政組合	総合公園の広域防災拠点としての利用に関する協定	広域防災拠点の共同利用	平成25年 10月21日
喜連川社会復帰促進センター	災害時における避難所等の提供に関する協定	①鍛練所・待機所の使用 ②その他センターが使用を認めた場所の使用	平成29年 2月20日
常陸大宮市	原子力災害時における常陸大宮市民の県外広域避難に関する協定	①原子力災害時等で常陸大宮市民の生命又は身体を保護するため常陸大宮市長が県外広域避難の必要があると認めたとときの常陸大宮市民の受入れ ②指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を常陸大宮市民の避難所として提供 ③避難所の開設時受入業務	平成29年 9月28日
喜連川少年院	災害時における避難場所等の提供に関する協定	避難場所の提供(グラウンド及び少年院が認めた範囲に限る。)	令和2年 7月28日
社団法人栃木県建設業協会	社団法人栃木県建設業協会との水防協力団体としての指定	①水防訓練 ②出水状況写真撮影 ③河川巡視 ④水防活動	平成23年 3月24日

第 2 3 市における備蓄資材

		氏家地区	喜連川地区	計
備蓄資材名	土のう袋	850 枚	850 枚	1700 枚
	土のう	200 袋	600 袋	800 袋
	掛矢	5 丁	5 丁	10 丁
	ロープ	—	24 kg	24 kg
	ノコギリ	2 丁	5 丁	7 丁
	杭 (うち木杭)	—	442 (215) 本	442 (215) 本
	スコップ	20 丁	27 丁	47 本
	トウグワ	—	10 丁	10 丁
	ナタ	5 丁	15 丁	20 丁
	ペンチ	—	3 丁	3 丁
	鉄線	—	150 m	150 m
	シート	245 枚	50 枚	295 枚
	ツルハシ	2 丁	2 丁	4 丁
	オノ	5 丁	—	5 丁
	ハンマー	6 丁	1 丁	7 丁
照明	8 個	2 個	10 個	

(平成 31 年 3 月調査結果)

第 2 4 洪水予報河川の洪水予報伝達系統

洪水予報の伝達系統

栃木県地域防災計画 資料編 3-3-6



※引用：栃木県地域防災計画

第 2 5 水位周知河川の水位情報伝達系統

水位周知河川の伝達系統

栃木県地域防災計画 資料編 3-3-7



※引用：栃木県地域防災計画

第 2 6 洪水浸水想定区域毎の情報伝達方法等

さくら市防災ハザードマップ
 (洪水浸水想定区域毎の情報伝達方法) p27 洪水情報の伝達ルートと同じ
 (洪水浸水想定区域毎の避難場所) p6~25



※引用：さくら市防災ハザードマップ

第 2 7 水防警報の内容及び発表基準

種類		内容
待機		①出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 ②水防機関の出動期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差し支えないが、水防活動を止めることはできない旨を警告するもの。
発表基準	国管理河川	気象予警報等及び河川状況により特に必要と認めるとき。
	県管理河川	気象予警報等及び河川状況により特に必要と認めるとき。
準備		水防に関する情報連絡・水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
発表基準	国管理河川	雨量・水位・流量・その他の河川の状況により必要と認めるとき。
	県管理河川	氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位が上昇するおそれがあるとき。又は、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出勤		水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。
発表基準	国管理河川	洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。又は水位・流量等その他の河川の状況により必要と認めるとき。
	県管理河川	氾濫注意情報（警戒水位）を越え、更に水位が上昇するとき。又は、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
警戒		水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。
発表基準	国管理河川	洪水警報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え災害の起こるおそれがあるとき。
	県管理河川	水位、流量等その他の河川の状況により、警戒を必要とする事項を指摘して警告を行う必要があるとき。
解除		水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。
発表基準	国管理河川	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。又は、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
	県管理河川	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。又は、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

第 2 8 重要水防箇所

1 県の管理区間

河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所地名		延長(m)
	種別	階級		地名	字	
荒川(塩谷)	堤体強度	A	右	早乙女	矢口上坪堰下	140
荒川(塩谷)	堤防断面	B	左	西町・荒町		110
荒川(塩谷)	堤体強度	A	右	松島	小入堰下	80
江川(烏山)	堤防断面	A	左右	鹿子畑		260
岩川	堤防断面	B	左右	穂積		570
五行川	堤防断面	A	右	氏家		350

※引用：令和2年度栃木県水防計画

2 国の管理区間

河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所地名		延長(m)
	種別	階級		地名	字	
鬼怒川	水衝洗掘 法崩れ・すべり	B B	左	向河原 地先	94.00K ～92.50K	1,500
	漏水 水衝洗掘 破堤跡	B B 要注意	左	大中 地先	92.00K 下 40m ～ 91.50K 上 65m	525
	漏水 水衝洗掘 破堤跡 新堤防	B B 要注意 要注意	左	大中	91.50K 下 65m ～ 91.00K 下 20m	205
	漏水 水衝洗掘 破堤跡	B B 要注意	左	大中	91.25K 下 20m ～ 91.00K 上 31m	199
	漏水 水衝洗掘 破堤跡	B B 要注意	左	大中	91.00K 上 31m ～ 90.75K 下 80m	201
	水衝洗掘 法崩れ・すべり	B B	左	上阿久津	88.00K ～ 87.00K 上 75m	925

※引用：令和2年度栃木県水防計画

第 2 9 さくら市における主要水門樋門

1 さくら市における主要水門樋門（矢板土木事務所管内）

河川名		五行川	
名称		排水樋門	
位置		櫻野	
導水	左右岸の別	左	
	寸法	高さ	1.2
		巾	1.2
	門	1	
設備	機能	手動鋼製スルースゲート	
管理者		鬼怒川東部土地改良区	

※引用：令和2年度栃木県水防計画

2 さくら市における主要取水堰（矢板土木事務所管内）

(1) 五行川

河川名		五行川					
名称		森島堰	氏家南部第2堰	氏家南部第1堰	櫻野堰	大明内堰	
位置		櫻野	氏家				
計上寸法	形式	ゴム引布製起伏 (水膨張式)			油圧式自動 転倒ゲート	ワイヤー式倒 伏	
	高さ	1.7	0.8	0.8	1.3	1.3	
	巾	4.0	8.2	8.2	2.5	5.0	
取水設備	左右岸の別	左	左 右	左 右	左	左	
	寸法	高さ	1.7	左1.5 右0.6	0.8	0.9	1.0
		巾	-	1.0 -	-	2.0	1.2
	門	1	1	1	1	1	
機能		鋼製スルースゲート					
管理者		鬼怒川東部土地改良区					

※引用：令和2年度栃木県水防計画

(2) 江川

河川名		江川				
名称		宮下堰	南和田堰	金枝上堰	金枝下堰	
位置		下河戸	南和田	上金枝	上坪	
計上寸法	形式	油圧式自動転倒ゲート			角落し堰	
	高さ	1.7	2	2	0.8	
	巾	2.9	8.4	3.2	1.3×4門	
取水設備	左右岸の別	左	左	左 右	右	
	寸法	高さ	0.6	0.6	φ0.8 1.0	0.9
		巾	0.6	0.6	1	0.9
		門	1	1	1 1	1
機能	鋼製スルースゲート					
管理者		山田土地改良区	南和田水利組合	金枝水利組合		
名称		中原堰	石川堰			
位置		鹿子畑中河原	鹿子畑			
計上寸法	形式	コンクリート 固定堰	角落し堰			
	高さ	1	1.8			
	巾	8	1.8×4門			
取水設備	左右岸の別	左	右			
	寸法	高さ	0.7	0.9		
		巾	0.9	1		
		門	1	1		
機能	木製角落し					
管理者		鹿子畑水利組合				

※引用：令和2年度栃木県水防計画

第30 気象庁が発表する竜巻等に関する情報

竜巻注意情報・竜巻発生確度ナウキャスト

竜巻注意情報とは

竜巻発生確度ナウキャストとは



※引用：気象庁ホームページ

第 3 1 竜巻等から生命・身体を守るための行動

竜巻から身を守るための行動

【リーフレット】「竜巻から身を守る～竜巻注意情報～」

【リーフレット】「竜巻から身を守ろう～自ら身を守るために～」



※引用：気象庁ホームページ

第 3 2 緊急時における流れ

緊急時における流れ

栃木県地域防災計画 原子力災害対策編 p6



※引用：栃木県地域防災計画

第3章 災害応急対策計画に 関する資料

第 1 地震時の配備区分、配備基準

体制	災害の態様	時間外の参集職員の範囲
注意 体制	①震度 4 の地震が発生した場合。 ②小規模な災害の発生が予想される場合。 ③小規模な災害が発生した場合。	・ 総務課危機管理係
警戒 体制	①震度 5 弱の地震が発生した場合。 ②中規模な災害の発生が予想される場合。 ③中規模又は、局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合	・ 災害警戒本部を設置 ・ 災害警戒本部員 ・ 各課職員は市内状況若しくは災害警戒本部員の指示により参集
	①震度 5 強の地震が発生した場合。 ②中規模な災害が発生するおそれがある場合。 ③中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合。	・ 災害警戒本部を設置 ・ 災害警戒本部員 ・ 各課職員は市内状況若しくは災害警戒本部員の指示により参集
非常 体制	①震度 6 弱以上の地震が発生した場合。 ②大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合。	・ 災害対策本部を設置 ・ 全職員

※特に地震災害の場合、水害災害と違って警戒体制をとる時間的余裕が無い（水害は降雨から実際の災害発生までの体制を整える時間があるが、地震は突然発生するため時間的余裕がない。）ため、更に速やかな職員の参集が求められる。
※地震により停電が発生した場合には、公共施設への影響を考慮し、各所属において公共施設の点検を行う。

第 2 さくら警戒本部設置要綱

さくら市災害警戒本部設置要綱
平成 18 年 2 月 1 日告示第 6 号

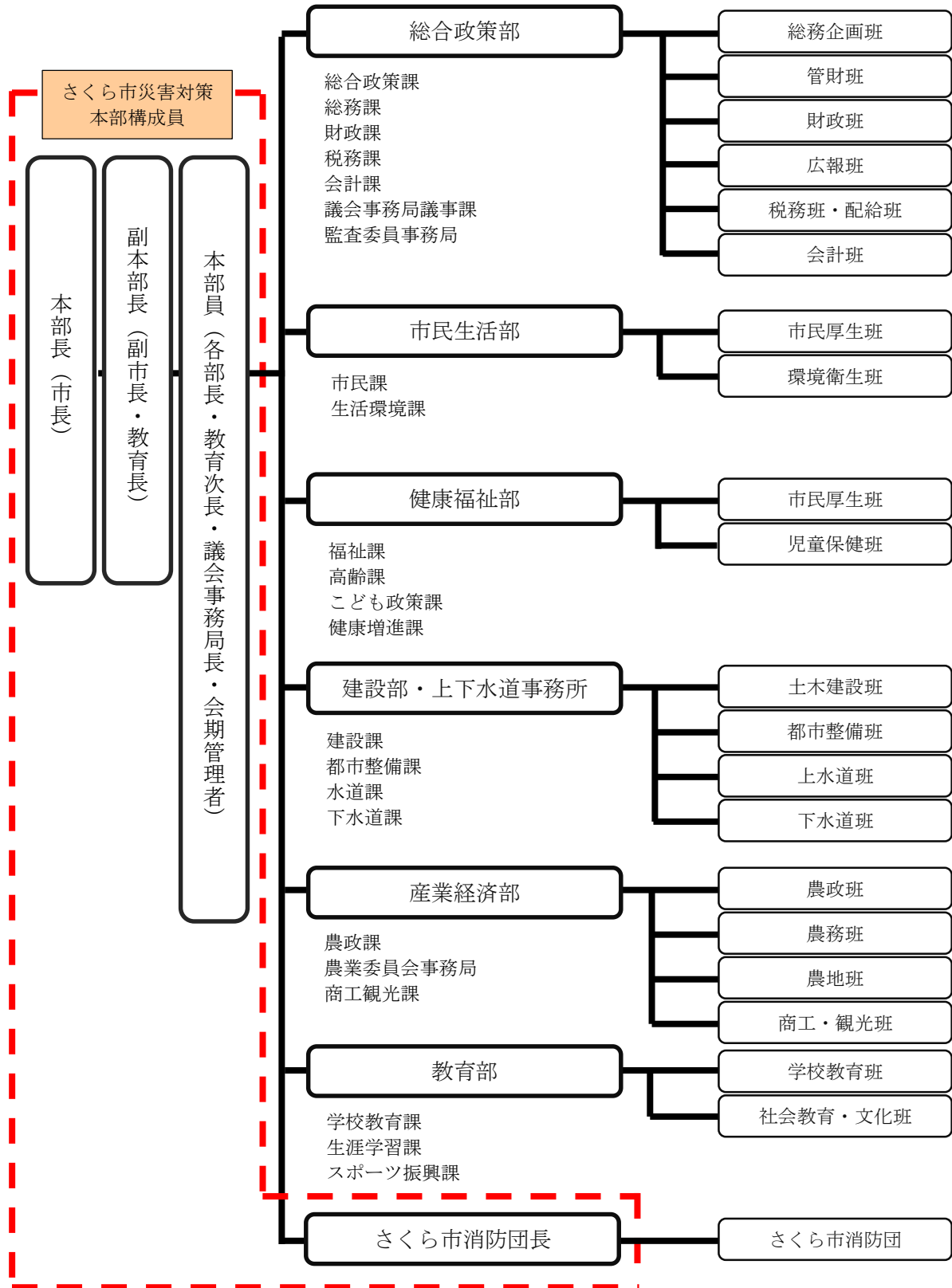


※引用：さくら市例規集

第3 災害対策本部各部及び班の事務分掌

1 組織・系統図

○さくら市災害対策本部の組織・系統図



・上図において赤点線にて囲った者がさくら市災害対策本部の構成員となる。

2 事務分掌

初動	： 災害の拡大防止及び被災者を救出する時期 災害発生～72時間程度
応急	： 被災者の救援及び避難所生活準備をする時期 初動時期～1ヶ月程度
復旧	： 生活再建等の時期 応急時期～
※災害救助法適用時もこれに準ずる ※業務内容については、人員の不足により担当班（課）のみで対応が不可能な場合や、災害対応業務のほか止めることの出来ない通常業務が停滞するような場合は、災害対策本部会議に諮り部・課を越えて対応するほか、令和2年3月に策定した「さくら市災害時受援・応援計画」に基づき、他自治体へ応援を要請することで人員の確保並びに速やかな業務遂行に努めることとする。	

(1) 総合政策部・議会事務局・会計課・監査委員事務局

班名	初動	応急	復旧	事務分掌
総務企画班 総合政策課政策推進室プロジェクト推進係・進化プラン係・市民活躍推進係	○	○	○	(1) 災害対策本部と総合政策部の連絡調整に関すること。
	○	○	○	(2) 災害発生後に寄せられる要望等を整理し、関係部署へ伝達するとともに、その後の対応についての取りまとめに関すること。
	○	○	○	(3) 職員向けの災害対策情報の発信に関すること。
	○	○	○	(4) 外国人被災者に関すること。
			○	(5) 復旧に関する行政施策・まちづくりの調整に関すること。
			○	(6) 被災者生活再建支援制度等に基づく各種支援に関すること。
	○	○	○	(7) 避難所運営時の男女共同参画に関すること。
総務企画班 総務課危機管理係	○			(1) 災害警戒本部（災害対策本部が発足するまでの間に生じる災害対策の実施）に関すること。
	○	○	○	(2) 災害対策本部・現地災害対策本部に係る業務、及び本部会議の開催に関すること。
	○	○	○	(3) 防災会議、栃木県災害対策本部、そのほか関係機関団体との連絡調整に関すること。
	○	○	○	(4) 警察署・消防署・消防団との連絡調整に関すること。
	○	○		(5) 警察・消防署等への安否不明要支援者の救助要請に関すること。
	○	○		(6) 自衛隊への災害派遣要請に関すること。
	○	○		(7) 市町村相互応援協定等、災害協定を締結する団体に対する応援要請に関すること。
	○	○		(8) 緊急消防援助隊への要請に関すること。
	○	○	○	(9) 災害救助法の適用に係る事務・取りまとめ等に関すること。
	○	○	○	(10) 防災行政無線・防災メールに関すること。
		○	○	(11) 災害従事車両の証明書発行に関すること。
	○	○	○	(12) そのほか他班に属さない事項に関すること。
	○	○	○	(13) 放射能に係る災害情報収集・報告・対策に関すること。
総務企画班 総務課行政係	○	○	○	(1) 危機管理係の事務分掌の補助に関すること。
	○	○		(2) 県や国の発表する災害情報の収集及び伝達報告に関すること。
	○	○		(3) 県や近隣市町の被害状況の収集に関すること。
		○	○	(4) 災害関係文書の受理及び配布に関すること。
			○	(5) 災害対策に係る要望書等の作成に関すること。
総務企画班 総務課人事係	○	○	○	(1) 危機管理係の事務分掌の補助に関すること。
	○	○		(2) 職員の安否・被災状況の把握に関すること。
			○	(3) 避難所・福祉避難所の開設期間が、初動期間（災害から約72時間経過後まで）を超えて予想される場合の、全部局員を対象とした避難所への派遣体制の検討に関すること。
		○	○	(4) その他、災害時の職員の勤務等に関すること。

班名	初動	応急	復旧	事務分掌
管財班 財政課財政係 ・財産管理係 財政課デジタル戦略室情 報システム係	○	○	○	(1) 庁舎の整備及び庁内停電時の対策に関する事。
	○	○		(2) 市有施設・財産の災害対策及び被害調査に関する事。
	○	○		(3) 車両の配車及び職員・救援物資等の輸送に関する事。
	○	○		(4) 市電算システムの復旧に関する事。
	○	○	○	(5) そのほか本部の事務に必要な施設の整備に関する事。
	○	○	○	(6) 市民から寄せられる災害情報の収集に関する事。
財政班 財政課財政係		○	○	(1) 災害対策に必要な予算措置に関する事。
	○	○	○	(2) 市民から寄せられる災害情報の収集に関する事。
広報班 総合政策課秘書広報戦略 室秘書係・シティプロモ ーション係	○	○	○	(1) 予警報等の伝達及び災害広報に関する事。
	○	○	○	(2) 市民に対する災害情報と災害対策情報の広報活動に関する事。(市ホームページ、テレビのデータ放送・ラジオ・防災メールのほか、避難所に貼り出す広報紙等使用する媒体は問わず。)
	○	○	○	(3) 危機管理係と共同で報道機関の問い合わせの対応に関する事。
		○	○	(4) 被災状況とその対応の記録(写真)に関する事。
	○	○	○	(5) 市民から寄せられる災害情報の収集に関する事。
税務班・配給班 税務課市民税係・資産税 係・税政係・保険税係・ 収納対策係	-	○	○	(1) 罹災証明書の発行に関する事。(被災者生活再建支援制度に関するものについても含む。)
		○	○	(2) 被災納税者の調査・被災納税者の減免等に関する事。
	○	○	○	(3) 避難所の生活必需品等のニーズ集約に関する事。
	○	○	○	(4) 災害用備蓄品の配布に関する事。
	○	○	○	(5) 避難所配布物資の受け入れと管理・配布に関する事。
	○	○	○	(6) 福祉避難所の生活必需品の調達に関する事。
	○	○	○	(7) 市民に対する災害情報と災害対策情報の広報活動に関する事。(市ホームページ、テレビのデータ放送・ラジオ・防災メールのほか、避難所に貼り出す広報紙等使用する媒体は問わず。)
	○	○	○	(8) 市民から寄せられる災害情報の収集に関する事。
総務企画班 議会事務局議事係	○	○	○	(1) 市議会との連絡調整に関する事。
	○	○	○	(2) 市民に対する災害情報と災害対策情報の広報活動に関する事。(市ホームページ、テレビのデータ放送・ラジオ・防災メールのほか、避難所に貼り出す広報紙等使用する媒体は問わず。)
	○	○	○	(3) 市民から寄せられる災害情報の収集に関する事。
会計班 会計課会計係 監査委員事務局監査係	○	○	○	(1) 義援金の受け入れと保管・配分に関する事。
		○	○	(2) 金融機関との連絡調整に関する事。(被災者預金引き出し等)
	○	○	○	(3) 市民に対する災害情報と災害対策情報の広報活動に関する事。(市ホームページ、テレビのデータ放送・ラジオ・防災メールのほか、避難所に貼り出す広報紙等使用する媒体は問わず。)
	○	○	○	(4) 市民から寄せられる災害情報の収集に関する事。

(2) 市民生活部・健康福祉部

班名	初動	応急	復旧	事務分掌
市民厚生班 市民課総合窓口係・市民係・後期医療年金係・国保係・喜連川市民生活室 市民窓口係・保険福祉係	○	○	○	(1) 災害対策本部と市民生活部、健康福祉部の連絡調整に関すること。
	○	○	○	(2) 安置所及び埋火葬に関すること。
	○	○	○	(3) 避難所の開設・運営に関すること。
	○			(4) 自治会等への避難行動要支援者避難情報伝達・安否確認協力要請に関すること。
		○	○	(5) 避難所の閉鎖に関すること。
市民厚生班 福祉課社会福祉係・障がい福祉係・生活福祉係 高齢課介護保険係・地域包括ケア推進係・見守り福祉係	○	○	○	(1) さくら市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
	○	○		(2) 避難行動要支援者情報の管理・共有・活用に関すること。
	○	○		(3) 避難行動要支援者（一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、障がい者）の安否確認・避難誘導支援に関すること。
		○	○	(4) 避難所へ避難された避難行動要支援者に関すること。
		○	○	(5) 社会福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること。
		○	○	(6) 避難行動要支援者の避難生活について、関係機関団体、社会福祉施設及び住民組織への協力要請に関すること。
	※市が福祉避難所（特に支援が必要な高齢者・障がい者等に配慮した避難所）を開設する場合の追加事項			
	○	○	○	(7) 避難所及び福祉避難所の開設・運営に関すること。
	○	○	○	(8) 避難所から福祉避難所への避難行動要支援者の移動に関すること。
	○	○	○	(9) 福祉避難所の総合相談窓口の設置に関すること。
	○	○	○	(10) 福祉避難所の生活必需品等のニーズ集約に関すること。
			○	(11) 災害弔慰金等に関すること。
	○	○	(12) 福祉避難所の閉鎖に関すること。	
児童保健班 健康増進課子育て世代支援係・健康増進係 健康増進課感染症対策室 感染症対策係	○	○	○	(1) 救護所の開設運営について
	○	○	○	(2) 医療機関への協力要請に関すること。
	○	○	○	(3) 避難行動要支援者（妊産婦・新生児等）に関すること。
	○	○		(4) 被災後の医療・助産の実施に関すること。
	○	○	○	(5) 医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。
	○	○	○	(6) 避難所や福祉避難所における避難者の健康管理・健康相談に関すること。
児童保健班 こども政策課こども政策係・保育係・家庭支援係・あおぞら保育園・たひよう保育園・わくわく保育園	○	○	○	(1) 保育施設等の災害対策及び被害調査に関すること。
	○	○	○	(2) 乳幼児・児童及び遺児に関すること。
	○	○	○	(3) 避難所及び福祉避難所の開設・運営に関すること。
	○	○	○	(4) 避難行動要支援者情報の管理・共有・活用に関すること。
環境衛生班 生活環境課環境保全係・リサイクル推進係・生活安心係	○	○	○	(1) 災害時の防疫に関すること。
	○	○	○	(2) 災害時の環境衛生に関すること。
	○	○	○	(3) 災害時における廃棄物の適切な処理に関すること。
	○	○	○	(4) 塩谷広域行政組合等との廃棄物処理に関する連絡調整に関すること。
	○	○	○	(5) 避難所の開設・運営に関すること。

(3) 産業経済部

班名	初動	応急	復旧	事務分掌
農政班 農政課農政係 農業委員会農地調整係	○	○	○	(1) 災害対策本部と産業経済部の連絡調整に関する事。
	○	○		(2) 農業関係団体からの食糧の受け入れに関する事。
		○	○	(3) 被害農家の営農指導に関する事。
		○	○	(4) 被災農家の災害融資に関する事。
	○	○		(5) 危険箇所の立ち入り禁止措置及び通行止め作業に関する事。
農務班 農政課振興係	○	○	○	(1) 農業関係施設の災害対策及び被害調査に関する事。
		○	○	(2) 農作物及び農産物振興施設の災害対策、被害調査に関する事。
		○	○	(3) 家畜及び畜産施設の災害対策、被害調査に関する事。
	○	○		(4) 危険箇所の立ち入り禁止措置及び通行止め作業に関する事。
農地班 農政課農林整備係・地籍調査係	○	○	○	(1) 林道・林業関係施設の災害対策及び被害調査に関する事。
	○	○	○	(2) 農地の災害対策及び被害調査に関する事。
	○	○		(3) 危険箇所の立ち入り禁止措置及び通行止め作業に関する事。
商工・観光班 商工観光課商工振興係・観光係	○	○		(1) 避難所の開設・運営に関する事。
		○	○	(2) 商業・工業施設の災害対策及び被害調査に関する事。(商工振興係)
			○	(3) 被災商工業者に対する融資に関する事。(商工振興係)
			○	(4) 災害に関連した失業者の対策に関する事。(商工振興係)
	○	○	○	(5) 観光業施設の災害対策及び被害調査に関する事。(観光係)

(4) 建設部

班名	初動	応急	復旧	事務分掌
土木建設班 建設課管理係・建設係・ 用地係・保全係	○	○	○	(1) 災害対策本部と建設部の連絡調整に関する事。
		○	○	(2) 土木施設の災害対策及び被害調査に関する事。
	○	○	○	(3) 建設資機材の確保に関する事。
	○	○		(4) 土砂災害警戒区域の警戒に関する事。
	○	○		(5) 障害物除去及び危険箇所通行止め作業に関する事。
		○	○	(6) 市営住宅の災害対策及び被害調査に関する事。
		○	○	(7) 応急仮設住宅に関する事。
都市整備班 都市整備課都市計画係・ 区画整理係・公園係・建 築係 都市整備課都市整備課花 と緑の小都市推進室花と 緑の小都市推進係		○	○	(1) 被災宅地危険度判定に関する事。(都市計画係)
		○	○	(2) 応急借上げ住宅等に関する事。(応急・復旧)(都市計画係)
		○	○	(3) 住宅あっせん相談窓口に関する事。(応急・復旧)(都市計画係)
		○	○	(4) 住宅応急修理制度に関する事。(応急・復旧)(都市計画係)
	○	○		(5) 所管施設の被災箇所の確認と立ち入り禁止措置に関する事。(区画整理係)
	○	○	○	(6) 区画整理地内の被害調査及び災害対策に関する事。(区画整理係)
	○	○		(7) 所管施設の被災箇所の確認と立ち入り禁止措置に関する事。(公園係)
	○	○	○	(8) 避難場所(公園)の被害調査及び災害対策に関する事。(公園係)
		○	○	(9) 震災建築物応急危険度判定に関する事。(建築係)
上水道班 水道課業務係・工務係	○	○	○	(1) 災害対策本部と上下水道事務所の連絡調整に関する事。
	○	○		(2) 給水の実施に関する事。(やむを得ず市内で断水が生じる場合は、広報班へ給水情報の広報を依頼する。)
		○	○	(3) 上水道施設の災害対策及び被害調査に関する事。
		○	○	(4) 上水道施設の修理・復旧に関する事。
	○	○		(5) 危険箇所の立ち入り禁止措置及び通行止め作業に関する事。
下水道班 下水道課業務係・工務係	○	○		(1) 下水処理の応急対策の実施に関する事。
		○	○	(2) 下水道施設の災害対策及び被害調査に関する事。
		○	○	(3) 下水道施設の修理・復旧に関する事。
	○	○		(4) 危険箇所の立ち入り禁止措置及び通行止め作業に関する事。

(5) 教育部

班名	初動	応急	復旧	事務分掌
学校教育班 学校教育課総務係・施設整備係・学校支援係・喜連川給食センター 各小・中学校	○	○	○	(1) 災害対策本部と教育部の連絡調整に関する事。(総務係・施設整備係)
		○	○	(2) 教育施設の災害対策及び被害調査に関する事。(総務係・施設整備係)
	○	○		(3) 児童生徒の避難と安否確認に関する事。(学校教育係・給食センター)
	○	○	○	(4) 避難所(小中学校)との連絡調整に関する事。(学校教育係・給食センター)
		○	○	(5) 災害発生後の応急教育の実施に関する事。(学校教育係・給食センター)
		○	○	(6) 災害発生後の学校給食の再開に関する事。(学校教育係・給食センター)
	○	○		(7) 避難所の開設・運営に関する事。
社会教育・文化班 生涯学習課生涯学習係・文化振興係 スポーツ振興課施設係・生涯スポーツ係 スポーツ振興課国体推進室国体推進係 さくら市ミュージアム・氏家公民館・喜連川公民館	○	○	○	(1) 避難所の開設・運営に関する事。
	○	○	○	(2) 社会教育施設の災害対策及び被害調査に関する事。(生涯学習係・施設係・生涯スポーツ係・公民館)
	○	○	○	(3) 社会体育施設の災害対策及び被害調査に関する事。(生涯学習係・施設係・生涯スポーツ係・公民館)
		○	○	(4) 避難所の閉鎖に関する事。
	○	○	○	(5) 市内文化財等の災害対策及び被害調査(さくら市ミュージアム)
	○	○		(6) 収蔵品の保護に関する事。(さくら市ミュージアム)

第4 水害時の配備区分、配備基準

体制	災害の態様	時間外の参集職員の範囲
注意 体制	①大雨・洪水・強風等の注意報が発令され、災害の発生が予想されるとき。	総務課危機管理係
	※第一次防災体制 大型台風や集中豪雨等により被害の発生が見込まれる場合においては、職員の1/3を災害対策業務に従事するよう依頼する。	
警戒 体制	①大雨・洪水・暴風等の警報が発令され、災害の発生が予想されるとき。	災害警戒本部設置 災害警戒本部員、総務課
	※第二次防災体制 大型台風や集中豪雨等により被害の発生が見込まれる場合においては、職員の2/3を災害対策業務に従事するよう依頼する。	
非常 体制	①大雨、洪水、暴風等の警報が発令され、市内に被害が発生、又は発生する恐れがあり総合的な対策を必要とするとき。 ②大規模な風水害により河川の氾濫・土砂災害等による多数の死傷者及び災害等が発生した場合。	災害対策本部設置 原則、全ての職員が通常の勤務場所に参集する。ただし、河川の氾濫や土砂災害の危険がある場合、該当区域内の施設に勤務する者は、本庁舎2階へ参集する。
	※第三次防災体制 大型台風や集中豪雨等により被害の発生が見込まれる場合においては、全職員を災害対策業務に従事するよう依頼する。ただし、災害の状況に応じて交替制を敷くものとする。	

※1 警戒体制において、災害警戒本部員以外の職員は原則として災害対策本部員の指示により参集する

※2 大型台風や集中豪雨等により被害の発生が見込まれる場合においては、早期における避難所の開設やレベル3高齢者等避難の発令が見込まれるため、注意体制時点から第一次防災体制として職員の参集を求める場合がある。避難所運営に従事する職員は平常時から避難所の把握、開設手順の確認、交替表の作成等に努める。

第5 大規模事故災害時の配備区分、配備基準

		警戒体制	非常体制
災害の態様		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な火災により多数の死傷者等が発生するおそれがある場合 ・危険物等事故災害により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合 ・漏洩物により相当の被害発生のおそれのある場合 ・大規模な交通事故災害により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合 ・その他副市長が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な火災により多数の死傷者等が発生した場合 ・危険物等事故災害により多数の死傷者が発生した場合 ・漏洩物により相当の被害が発生した場合 ・大規模な交通事故災害により多数の死傷者が発生した場合 ・その他市長が必要と認めた場合
体制の概要		災害警戒本部 を設置 ⇒大規模事故災害（大規模な火災、交通関係事故、危険物等事故）の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	災害対策本部 を設置 ⇒災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制
備考	勤務時間内	総務課危機管理係員関係職員は、必要な警戒・情報収集及び災害応急対策を実施する。	総務課危機管理係員及び関係職員は、災害応急対策を実施
	勤務時間外	総務課危機管理係員は直ちに登庁し、必要な警戒・情報収集及び災害応急対策を実施する。	総務課危機管理係員及び関係職員は直ちに登庁し、災害応急対策を実施

※配備要員の編成については、配備区分ごとあらかじめ定めておく。

第 6 原子力災害時の配備区分、配備基準

体制	災害の態様		体制の概要	備考 (勤務時間外の配備)
注意体制	近隣県における原子力発電所等において事故等（EAL1）が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合		情報収集及び応急対策を行う体制	危機管理係員は直ちに登庁し、災害対策（主に情報収集活動）を実施
警戒体制	①県を通じて、原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があった場合（EAL2） ②副市長が必要と認めた場合		災害警戒本部が自動的に設置（災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制）	災害警戒本部員及び危機管理係員は直ちに登庁し、災害対策（主に情報収集活動）を実施
第1非常配備	①県を通じて、原子力防災管理者から原災法第15条第1項に定める通報があった場合（EAL3）	①大規模な災害が発生するおそれがある場合 ②大規模な災害が発生した場合	災害対策本部が自動的に設置（災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制）	基本的に全職員が登庁し、災害応急対策を実施
第2非常配備	②市長が必要と認めた場合	大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合	災害対策本部が自動的に設置（市の全組織をあげて災害応急対策を実施する体制）	全職員は直ちに登庁し、災害応急対策を実施

※原子力防災管理者

原子力防災管理者は、当該原子力事業所の原子力防災業務を統括・管理する最高責任者であり、原災法では事業所ごとに原子力防災管理者を選任するよう義務付けている。当該原子力事業所の原子力防災組織を統括・管理し、異常事態が発生したときの通報、原子力防災要員の呼集、応急措置の実施、放射線防護器具・非常用通信その他の資機材の配置と保守点検、原子力防災訓練、原子力防災要員に対する防災教育などが職務である。

※原災法第10条第1項に定める通報

原災法第10条第1項に規定する次の基準、又は施設の異常事象による通報であり、特定事象と呼ばれる。

- ・原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により、5μSv/hを検出
- ・輸送容器から1m離れた地点で100μSv/hを検出
- ・臨界事故の発生又はそのおそれのある状態
- ・原子炉の運転中に原子炉冷却材が喪失する等

※原災法第15条第1項に定める通報

原災法第15条第1項に規定する次の基準、又は施設の異常事態による通報であり、次の事態に至った場合、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発出される。

- ・原子力事業者又は関係都道府県の放射線測定設備により、500μSv/hを検出
- ・臨界事故の発生
- ・原子炉の運転中に原子炉冷却材が喪失し、全ての非常用炉心冷却装置の作動に失敗すること等

第7 災害対策本部（原子力災害時）各部及び班の事務分掌

さくら市災害対策本部事務分掌（第1非常配備、第2非常配備共通）

初動：原子力災害の発生から避難を完了するまでの間
 応急：避難所開設から原子力災害発生後概ね1ヶ月程の間
 復旧：原子力災害発生後概ね1ヶ月～
 ※「○」が付いていない時期の班は、臨時的に他の班への協力となる。
 ※各部及び班において、第3 災害対策本部各部及び班の事務分掌に定められている事務に加え、以下の事務を執るものとする。

総合政策部・議会議務局・会計課・監査委員事務局			
班名		総務企画班	担当係名 ・プロジェクト推進係・進化プラン係・市民活躍推進係政策係・危機管理係・行政係・人事係
初動	応急	復旧	プロジェクト推進係・進化プラン係・市民活躍推進係・行政係・人事係・議事係 (追加事務なし)
		○	危機管理係 ・市の受けた被害に関する損害賠償請求等に関すること。
班名		管財班	担当係名 ・財産管理係・財政係・情報システム係
初動	応急	復旧	(追加事務なし)
班名		財政班	担当係名 ・財政係
初動	応急	復旧	(追加事務なし)
班名		広報班	担当係名 ・秘書係・シティプロモーション係
初動	応急	復旧	(追加事務なし)
班名		税務班・配給班	担当係名 ・市民税係・資産税係・税政係・保険税係 ・収納対策係
初動	応急	復旧	○ ○ ・安定ヨウ素剤を配布する必要がある場合の受付と配布業務。 ・他市町へ避難を実施する場合の避難誘導。
班名		会計班	担当係名 ・会計係・監査係
初動	応急	復旧	○ ○ ・安定ヨウ素剤を配布する必要がある場合の受付と配布業務。 ・他市町へ避難を実施する場合の避難誘導。

市民生活部・健康福祉部			
班名		市民厚生班	担当係名 ・総合窓口係・市民係 ・市民窓口係・保険福祉係・後期医療年金係・国保係 ・社会福祉係・障がい福祉係 ・介護保険係・地域包括ケア推進係・見守り福祉係
初動	応急	復旧	総合窓口係・市民係・市民窓口係・保険福祉係・後期医療年金係・国保係・社会福祉係・障がい福祉係・介護保険係・地域包括ケア推進係・見守り福祉係 (追加事務なし)
班名		児童保健班	担当係名 ・子育て世代支援係・健康増進係・感染症対策係 ・こども政策係・保育係・家庭支援係（保育園含む）
初動	応急	復旧	子育て世代支援係・健康増進係・感染症対策係

○	○	○	・市民（職員を含む）の健康管理に関すること。
○	○	○	・福祉避難所の開設・運営に関すること。
○	○	○	こども政策係・保育係・家庭支援係（保育園含む） ・乳幼児・児童の健康管理に関すること。
班名		環境衛生班	担当係名 ・環境保全係・リサイクル推進係・生活安心係
初動	応急	復旧	(追加事務なし)

産業経済部			
班名		農政班	担当係名 ・農政係・農地調整係
初動	応急	復旧	・農産物の風評被害対策に関すること。
	○	○	
班名		農務班	担当係名 ・振興係
初動	応急	復旧	(追加事務なし)
班名		農地班	担当係名 ・農林整備係・地籍調査係
初動	応急	復旧	・安定ヨウ素剤を配布する必要がある場合の受付と配布業務。 ・他市町へ避難を実施する場合の避難誘導。
○	○	○	
班名		商工・観光班	担当係名 ・商工振興係・観光係
初動	応急	復旧	商工振興係 ・安定ヨウ素剤を配布する必要がある場合の受付と配布業務。 ・他市町へ避難を実施する場合の避難誘導。 ・被災商工業者の風評被害対策に関すること。
○		○	
班名			観光係 ・観光客の避難に関すること。 ・観光業施設の風評被害対策に関すること。
○		○	

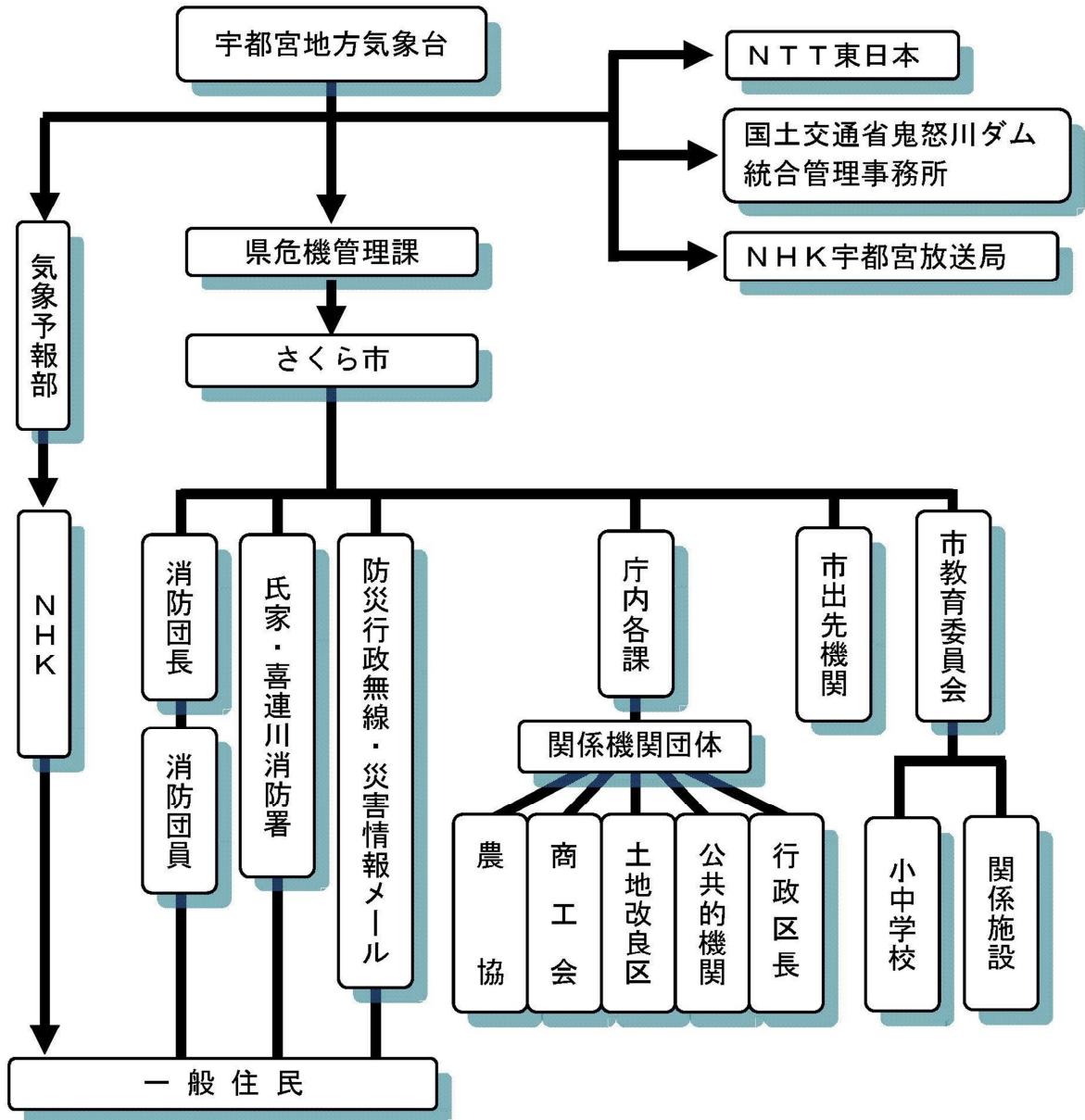
建設部・上下水道事務所			
班名		土木建設班	担当係名 ・管理係・建設係・用地係・保全係
初動	応急	復旧	・安定ヨウ素剤を配布する必要がある場合の受付と配布業務。 ・他市町へ避難を実施する場合の避難誘導。
○			
班名		都市整備班	担当係名 ・都市計画係・区画整理係・公園係・建築係 ・花と緑の小都市推進係
初動	応急	復旧	・安定ヨウ素剤を配布する必要がある場合の受付と配布業務。 ・他市町へ避難を実施する場合の避難誘導。
○			
班名		上水道班	担当係名 ・業務係・工務係
初動	応急	復旧	・上水道施設の水質等の調査・管理に関すること。 ・水が放射能汚染された場合の給水の実施に関すること。 (汚染により市内で断水が生じる場合は、広報班へ給水情報の広報を依頼する。)
○	○	○	
班名		下水道班	担当係名 ・業務係・工務係
初動	応急	復旧	・安定ヨウ素剤を配布する必要がある場合の受付と配布業務。 ・他市町へ避難を実施する場合の避難誘導。
○	○	○	

教育部			
班名		学校教育班	担当係名 ・総務係・施設整備係 ・学校支援係・喜連川給食センター・各小中学校
初動	応急	復旧	総務係・施設整備係 ・教育関係義援金の受付に関する事。 ・教育施設の災害対策（除染等）に関する事。
	○ ○	○ ○	
○	○		学校支援係・喜連川給食センター ・児童生徒の健康管理に関する事。
班名		社会教育・文化班	担当係名 ・生涯学習係・生涯スポーツ係・施設係・国体推進係・氏家公民館・喜連川公民館・文化振興係・さくら市ミュージアム
初動	応急	復旧	生涯学習係・生涯スポーツ係・施設係・国体推進係・氏家公民館・喜連川公民館 (追加事務なし)
○ ○			文化振興係・さくら市ミュージアム ・安定ヨウ素剤を配布する必要がある場合の受付と配布業務。 ・他市町へ避難を実施する場合の避難誘導。

(注意事項)

- ※業務内容について、担当班（課）のみで対応が不可能の場合、災害対応業務の他通常業務をこなさなければならない都合上、部を超えた人員の確保等により対応する。
- ※複合災害（地震により原子力災害が発生した等）が発生した場合は、基本的に双方（上記であれば震災対策編と原子力災害対策編）の地域防災計画に定められた所掌事務を行うことになる。ただし、原子力災害の場合は、屋外は高レベルの放射線が測定される状況である。そこで、実際にどのような災害対策を行うかは、災害対策本部の指示に従い行動する。
- ※安定ヨウ素剤の配布については、現時点ではさくら市の指針等が定まっていないが、急きょ配布等の必要が生じた場合に備え、班の所掌事務に加える。
- ※他市町への避難についても、急きょ避難する必要がある場合に備え、班の所掌事務に加える。

第8 気象予警報の伝達系統



第9 被害状況調査担当者

総合政策部	
調査責任者	総合政策課長、総務課長、財政課長、税務課長
副責任者	総合政策課の室長、総務課長補佐、財政課長補佐、税務課長補佐
連絡要員	各事務分掌における担当係長
協力団体	消防団・行政区
調査事項	①被害・応急対策の総括 ②市有財産の被害 ③被災納税者情報

市民生活部・健康福祉部	
調査責任者	市民課長、生活環境課長、高齢課長、福祉課長、こども政策課長、健康増進課長
副責任者	市民課長補佐、生活環境課長補佐、高齢課長補佐、福祉課長補佐、こども政策課長補佐、健康増進課長補佐、喜連川市民生活室長
連絡要員	各事務分掌における担当係長
協力団体	行政区・民生委員
調査事項	①医療機関・社会福祉施設の被害 ②環境における被害 ③避難行動要支援者の状況等

産業経済部	
調査責任者	農政課長、商工観光課長、農業委員会事務局長
副責任者	農政課長補佐、商工観光課長補佐
連絡要員	各事務分掌における担当係長
協力団体	行政区・農協・商工会
調査事項	①農林業関係の被害 ②商工関係の被害

建設部・上下水道事務所	
調査責任者	建設課長、都市整備課長、水道課長、下水道課長
副責任者	建設課長補佐、都市整備課長補佐、水道課長補佐、下水道課長補佐
連絡要員	各事務分掌における担当係長
協力団体	行政区
調査事項	①土木・都市施設建築物の被害 ②水道関係の被害 ③下水道関係の被害

教育部	
調査責任者	学校教育課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長
副責任者	学校教育課長補佐、生涯学習課長補佐、スポーツ振興課長補佐
連絡要員	各事務分掌における担当係長
協力団体	各学校、行政区、PTA、各文化施設管理者
調査事項	①教育関係の被害 ②文化財等の被害

第 1 0 栃木県火災・災害等即報要領

栃木県火災・災害等即報要領
栃木県地域防災計画 資料編 3-2-3



※引用：栃木県地域防災計画

第 1 1 即報基準一覽

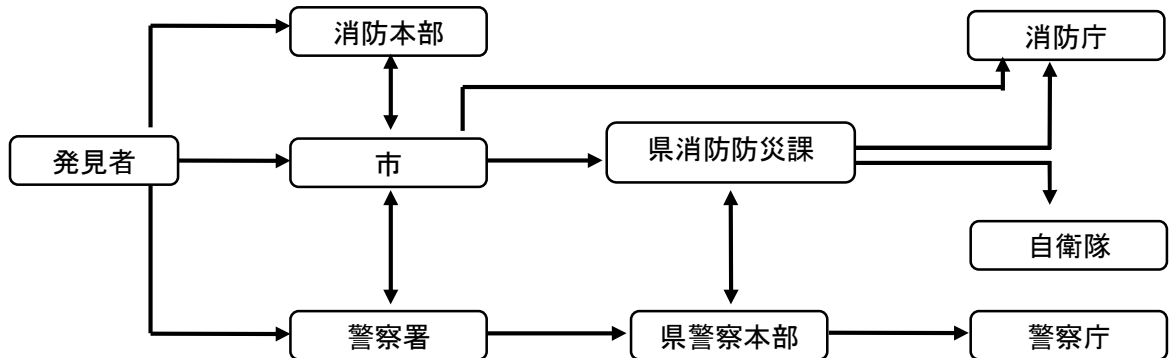
栃木県火災・災害等即報要領
栃木県地域防災計画 資料編 3-2-4



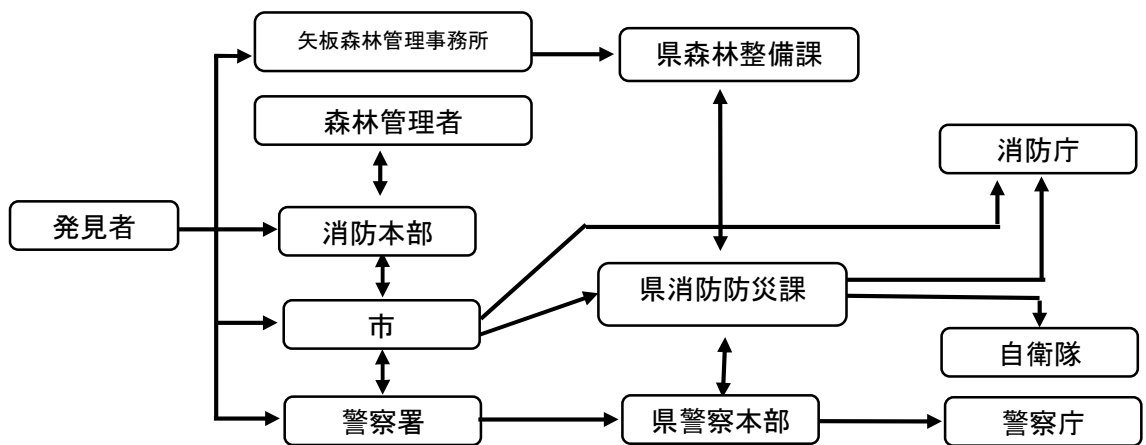
※引用：栃木県地域防災計画

第 1 2 事故発生情報等の連絡系統図

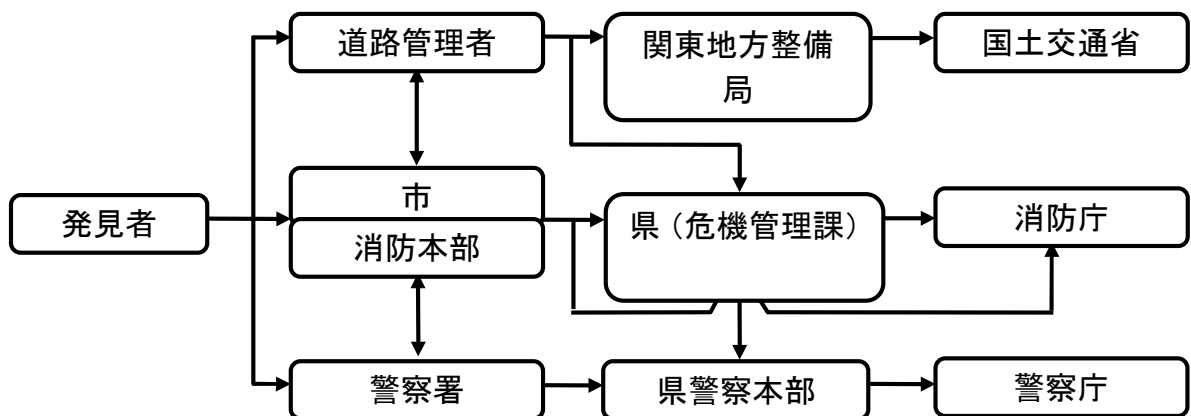
1 大規模な火災情報収集・伝達系統



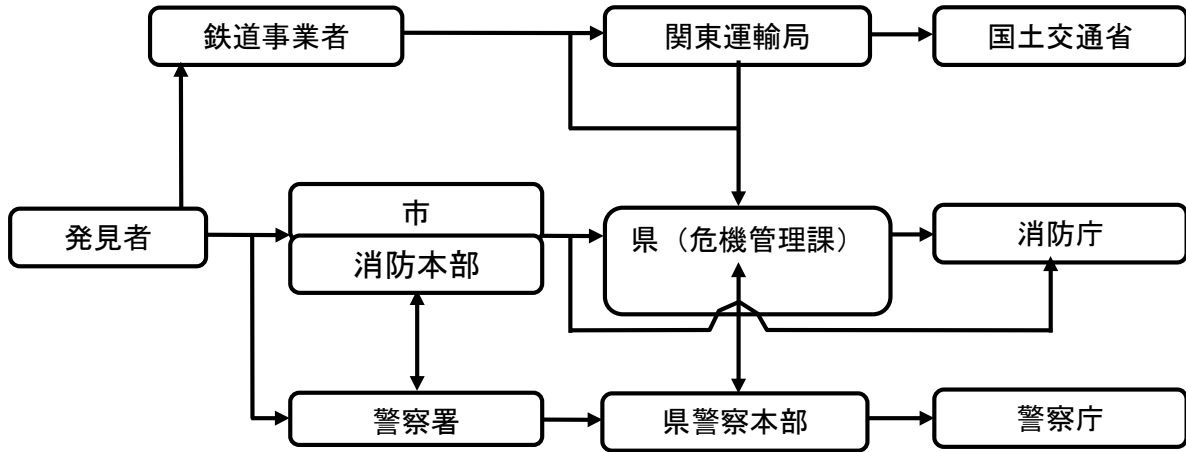
2 林野火災情報の収集・伝達系統



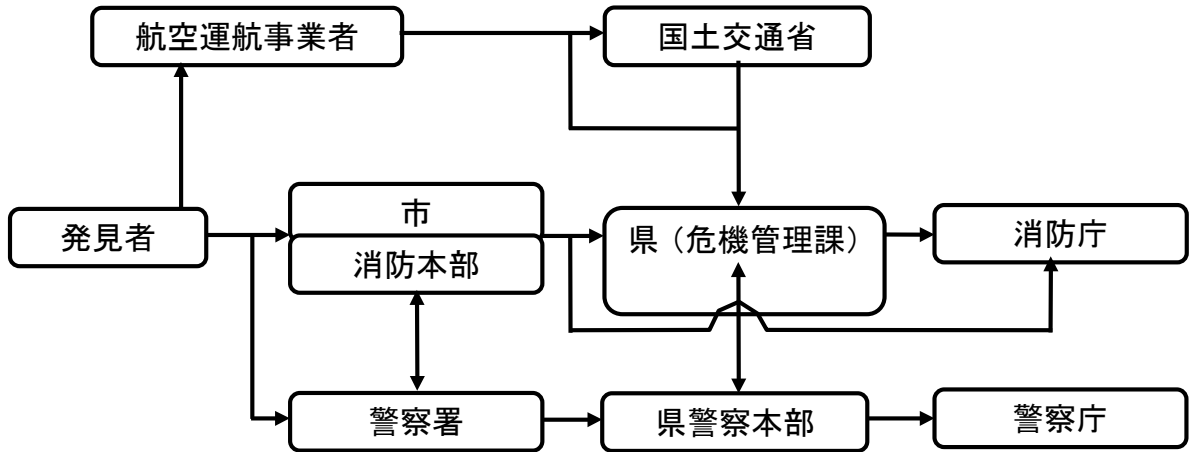
3 大規模な道路事故災害情報の収集・伝達系統



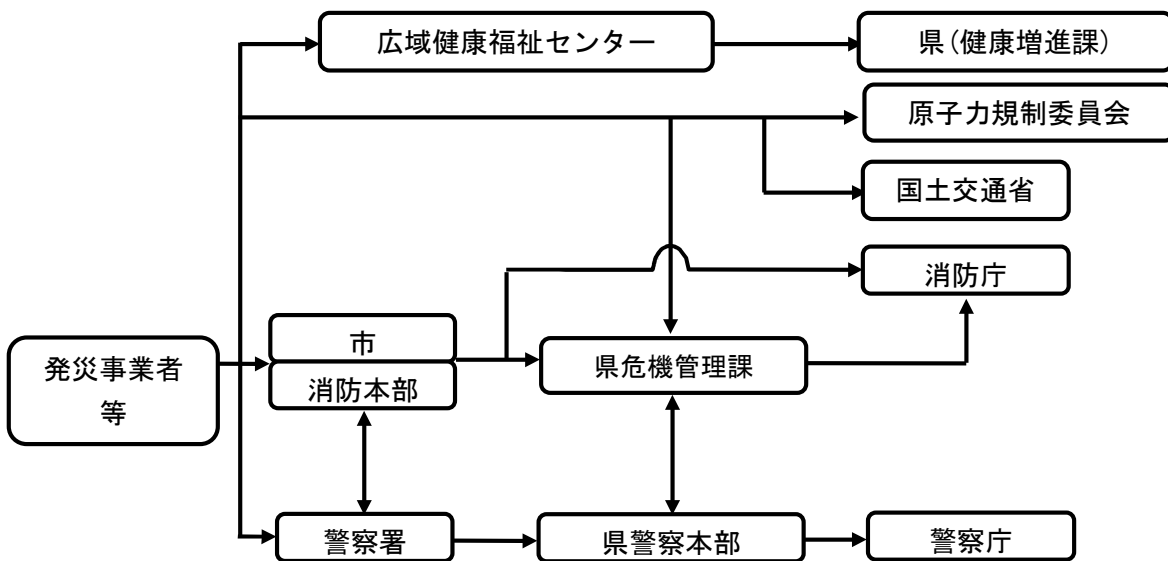
4 大規模な鉄道事故災害情報の収集・伝達系統



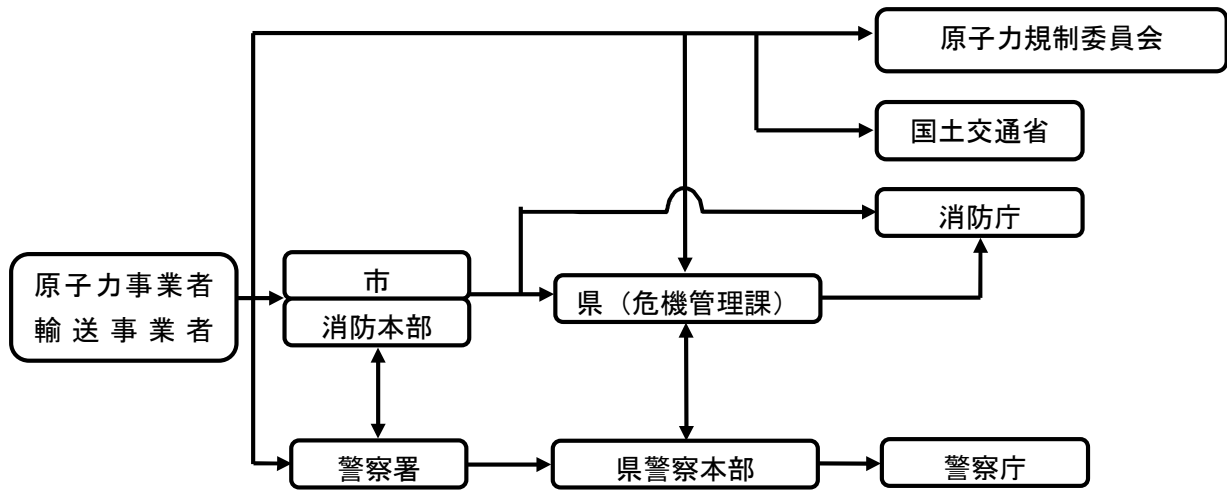
5 大規模な航空事故災害情報の収集・伝達系統



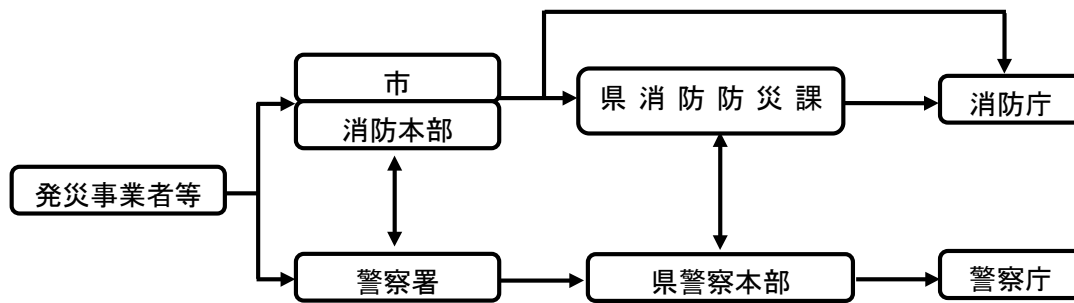
6 放射性同位元素事故災害情報の収集・伝達系統



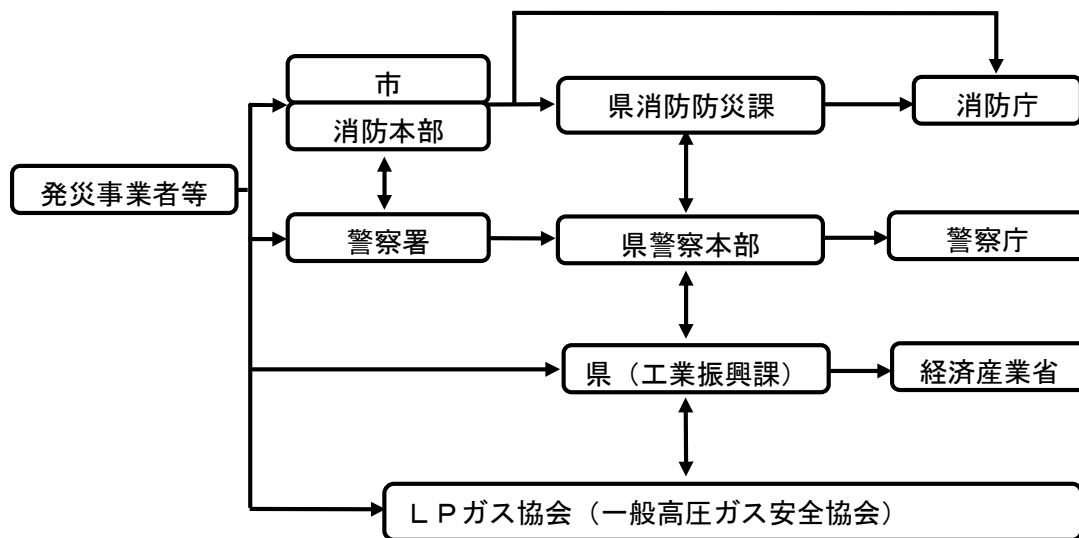
7 放射性物質運搬時における事故災害情報の収集・伝達系統



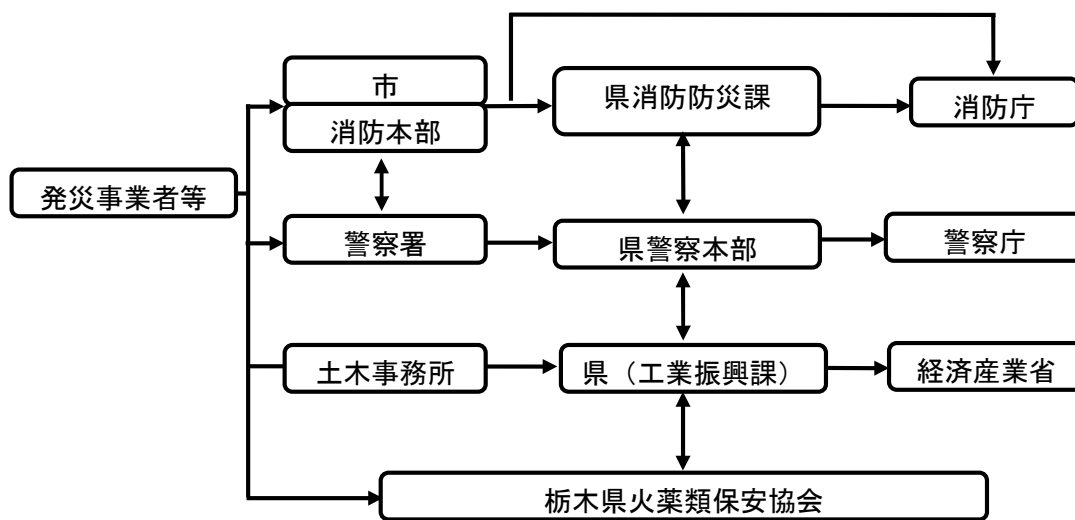
8 石油類危険物事故災害情報の収集・伝達系統



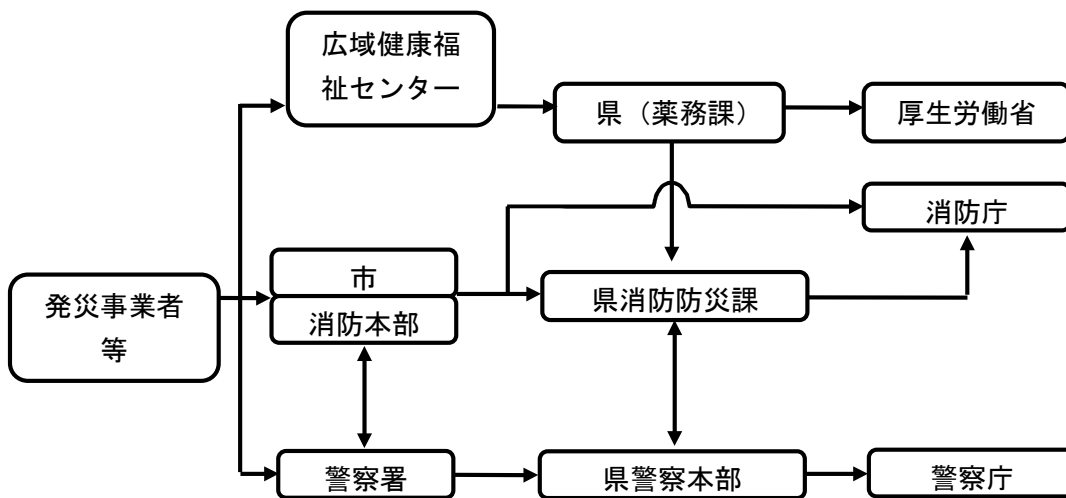
9 高圧ガス事故災害情報の収集・伝達系統



10 火薬類事故災害情報の収集・伝達系統



11 毒物・劇物事故災害情報の収集・伝達系統



第 1 3 通信手段の種類

通信手段の種類

栃木県地域防災計画 水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 p76



※引用：栃木県地域防災計画

第 1 4 関東地方非常通信協議会構成表

関東地方非常通信協議会構成表

栃木県地域防災計画 資料編 3-3-2



※引用：栃木県地域防災計画

第 1 5 非常通信計画

非常通信計画

栃木県地域防災計画 資料編 3-3-4



※引用：栃木県地域防災計画

第 1 6 関係報道機関一覧

関係報道機関各種一覧表

栃木県地域防災計画 資料編 3-4-1



※引用：栃木県地域防災計画

第 1 7 被災時に市が市民に伝達すべき情報

★震災発生直後

情報の種類	伝達の時期	伝達対象	伝達手段
避難による混乱防止のための情報	避難が始まった段階から、状況に応じて伝達する。	避難者	①防災行政無線 ②広報車 ③口頭伝達等
避難所の運用のための情報	避難所に市民が集まった段階から伝達する。	避難者	①防災行政無線 ②広報車・拡声装置 ③口頭伝達等

★震災発生後

情報の種類	伝達の時期	伝達対象	伝達手段
地震の規模、震源地等	入手後速やかに伝達。	一般市民 事業所 防災組織 医療機関 福祉施設	①防災行政無線 ②テレビのデータ放送・ラジオ ③防災メール ④広報車 ⑤ホームページ ⑥LINE・ツイッター等
地域の被害状況	地域の被害状況がある程度把握できた段階で伝達する。		
①消防・救急の要請方法 ②応急救護体制 ③災害対策活動の実施状況 ④市民、防災組織が行う応急対策 ⑤交通機関の被害状況、運行状況 ⑥電話等の被害状況 ⑦生活関連施設の被害、運営状況 ⑧道路交通状況	①災害対策活動が始まった段階で伝達する。 ②危険な状態が、ある程度解消した段階で伝達する。		
①避難指示 ②避難対象地域、避難所、避難経路	災害により必要が生じたとき。	危険区域住民	①防災行政無線 ②広報車・消防車 ③パトカー ④防災メール ⑤ホームページ ⑥LINE・ツイッター

★復旧作業開始後

情報の種類	伝達の時期	伝達対象	伝達手段
①救護者 ②避難者 ③死傷者 ④行方不明者	避難が完了した段階で、できるだけ早く伝達する。	一般市民 事業所	①掲示 ②チラシ ③テレビのデータ放送・ラジオ ④防災行政無線 防災メール ⑤広報車 ⑥ホームページ ⑦LINE・ツイッター
交通機関、電話生活関連施設等の復旧見通し、復旧状況	各機関で復旧が始まった段階で伝達する。	防災組織 医療機関 福祉施設	

※ 市による伝達よりもマスコミ放送による伝達の方が早い場合がある。

※ 電話・広報車両等は、被害状況により使用できない場合がある。

第 1 8 災害救助法施行細則

災害救助法施行細則

栃木県地域防災計画 資料編 3-8-1



災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）

栃木県地域防災計画 資料編 3-8-2



※引用：栃木県地域防災計画

第 1 9 緊急通行車両関係様式

災害時における緊急通行車両等の確認事務取扱要領

栃木県地域防災計画 資料編 3-6-1



※引用：栃木県地域防災計画

第 2 0 自衛隊災害派遣要請の範囲

災害派遣要請の範囲

栃木県地域防災計画 水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 p86



※引用：栃木県地域防災計画

第 2 1 自衛隊の災害派遣の要請・体制

自衛隊の災害派遣の要請・体制

栃木県地域防災計画 資料編 3-1-8



※引用：栃木県地域防災計画

第 2 2 災害救助法適用基準一覧表

市町別災害救助法適用基準一覧表
栃木県地域防災計画 資料編 3-8-3



※引用：栃木県地域防災計画

第 2 3 災害に係る住家の被害認定基準運用指針

災害に係る住家の被害認定
災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和 3 年 3 月）



※引用：内閣府防災情報のページ

第 2 4 避難指示等の種類

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保
栃木県地域防災計画 水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 p90



※引用：栃木県地域防災計画

第 2 5 警戒区域の設定権限

警戒区域の設定権限
栃木県地域防災計画 水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 p92



※引用：栃木県地域防災計画

第 2 6 県消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロ

県消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロ
 栃木県地域防災計画 水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 p99



※引用：栃木県地域防災計画

第 2 7 水防管理団体の非常配備

水防管理団体の非常配備
 栃木県地域防災計画 水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 p79～80



※引用：栃木県地域防災計画

第 2 8 常陸大宮市の原子力災害時における避難元及び避難先

避難元				避難先	
校区名	字名	避難者数	一時集合場所	中継所兼 基幹避難所	避難所
村田小	石沢	1,199 人	村田小学校	道の駅きつれがわ	氏家中学校 道の駅きつれがわ
	下村田	743 人	村田小学校	道の駅きつれがわ	氏家中学校 道の駅きつれがわ
	上村田	1,105 人	村田小学校	道の駅きつれがわ	喜連川小学校 喜連川中学校
旧小場小	小場	785 人	旧小場小学校	道の駅きつれがわ	旧喜連川高校体育館 喜連川保健センター
旧大場小	小野	454 人	西部総合公園 体育館	道の駅きつれがわ	河戸体育館 穂積体育館
	三美	539 人	西部総合公園 体育館	道の駅きつれがわ	鷲宿体育館 金鹿体育館

第 2 9 食品中の放射性物質に係る基準値等

食品中の放射性物質に係る基準値等
栃木県地域防災計画 資料編 5-2-3



※引用：栃木県地域防災計画

第 3 0 給水機械保有状況、配水池・市内プール設置状況

1 給水機械保有状況

地区名	給水車	給水タンク	ポリタンク・袋	その他
氏家	—	1.2 m ³ × 1 基	150 枚	
喜連川	—	1.0 m ³ × 2 基 0.3 m ³ × 1 基	6L×450 枚	

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

2 配水池の状況

地区名	配 水 池	
	池 数	貯水能力 (m ³)
氏家	3	10,240
喜連川	6	4,226

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

3 市内プール設置状況判断基準

小学校	中学校	合計
6 基	2 基	8 基

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

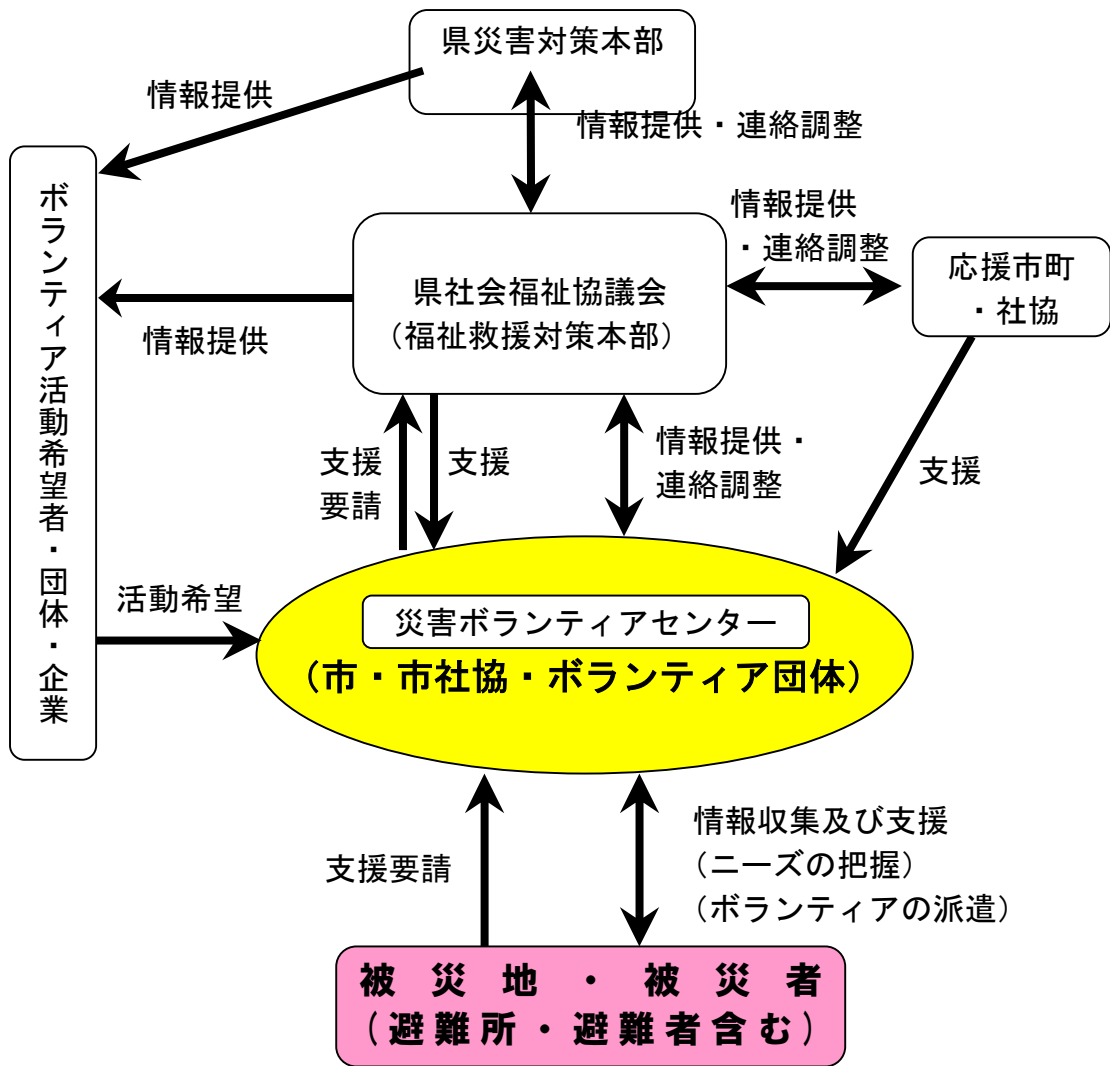
第 3 1 災害ボランティアの活動内容

災害時のボランティアの活動内容
栃木県地域防災計画 水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 p128



※引用：栃木県地域防災計画

第 3 2 ボランティア関連系統図



第 3 3 義援物資、義援金受入・配分のフロー

義援物資、義援金受入・配分フロー
 栃木県地域防災計画 資料編 3-23-1



※引用：栃木県地域防災計画

第4章 災害復旧・復興計画 に関する資料

第 1 さくら市税条例

さくら市税条例
平成 17 年 3 月 28 日条例第 62 号



※引用：さくら市例規集

第 2 農作物等の県の助成概要

農作物等災害助成
栃木県地域防災計画 水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 p1135



※引用：栃木県地域防災計画

第 3 被災者生活再建支援金の支給内容

被災者生活再建支援法
被災者生活再建支援制度について



※引用：栃木県ホームページ

第 4 栃木県被災者生活再建支援制度による支給内容

栃木県被災者生活再建支援制度
被災者生活再建支援制度について



※引用：栃木県ホームページ

第5 融資・貸付・その他資金等の概要

県の主な金融支援制度
栃木県地域防災計画 資料編 4-1-1



※引用：栃木県地域防災計画

第6 さくら市災害弔慰金の支給等に関する条例

さくら市災害弔慰金の支給等に関する条例
平成 17 年 3 月 28 日条例第 106 号



※引用：さくら市例規集

第7 さくら市災害罹災者見舞金支給規則

さくら市災害罹災者見舞金支給規則
平成 17 年 3 月 28 日規則第 77 号



※引用：さくら市例規集

第8 災害復旧事業の種別

災害復旧事業の種別
栃木県地域防災計画 水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 p138～139



※引用：栃木県地域防災計画

第 9 災害復旧事業事務手続き

災害対応資料集：復旧・復興ハンドブック（令和 3 年 3 月）
施策 1：公共土木施設等の災害復旧 p133～165



※引用：内閣府防災情報のページ

第 10 激甚災害適用措置の指定手順と指定基準

激甚災害制度
激甚災害制度の概要



※引用：内閣府防災情報のページ